

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
全般的な意見	
絵に描いたもちにならないように計画実現を期待している。	本計画の目標を実現させるため、この計画を推進する立場の大阪府は、計画の理念に基づき率先して豊かな環境の保全と創造に関する施策に取り組んでいきます。 本計画は、人のこころがかよあう豊かな環境の保全と創造に向けて、目標実現のための方向性など、基本的考え方を示したもので、今後、この計画の基本方向に沿って、具体的な個別計画等の策定あるいは改定を行うこととなります。 また、目標達成に向け、進行管理・点検評価システムにより適宜施策を見直していく予定です。
計画策定手順において、府民参加を徹底すべき	本計画の検討段階である平成12年度よりインターネット等を活用し府民の意見を求めるとともに、大阪府環境審議会の第3回新環境総合計画部会において公聴会を開いてまいりました。今後とも計画の策定においては、府民とともに考えるという視点を大切に府民の意見を聴きながら検討してまいります。
先進的な市町村の取り組みを府として支援し、自治体自体の意識改革が進んでいないところもあるため、市町村と連携する施策も必要ではないか。	今後とも府民、事業者、民間団体、市町村等で構成する豊かな環境づくり大阪府民会議などにおいて、パートナーシップによる各主体の自主的積極的な取り組みを促進してまいります。
第1部 計画の基本 第1節 計画の主旨	
「環境の危機」の意味は？	第1部第1節計画の理念に記載しているように、すべての府民が良好で快適な環境を享受することが困難であるという状態を意味しています。
今直面する環境の危機を「宿命的な問題」と捉えず、「宿命的な問題とせず」、大阪の環境は、「これまでの環境問題が根本的な改善を見ないまま」状況が大きく変化し深刻であることを記述すべき	計画の理念において、すべての府民が良好で快適な環境を享受することが困難であるという環境の危機に直面し、健全で恵み豊かな環境を保全しながら将来に引き継ぐという責務を果たせない深刻な状況を記載しています。
各主体それぞれのパートナーシップにはそれぞれの理解と情報公開が欠かせません。	第1部第4節6各主体の連携と協働において、各主体相互の情報公開を基本として行動すべきとしています。
計画の理念として、環境汚染について「予防原則」を位置づけて下さい。	第3部第2章第1節において、未然防止について記述していますが、計画の理念に（P3,19行目）「これらの環境上の「負の遺産」の解決に向け、手遅れにならないように予防的措置を講じるなど、環境優先の新たな視点に立った取り組みを着実に進めなければなりません。」とします。
循環型社会は「環境への負荷をできる限り低減する」旨の意が明確に伝わるものにして下さい。	本計画の目標である「豊かな環境都市・大阪」の構築については、環境への負荷が少なく良好な環境が享受できる大阪を望ましい環境像とし、実現の方途として「持続的発展が可能な循環を基調とする元気な社会の実現」を基本方向として掲げており、環境負荷の低減が基本となっています。
計画策定の背景に過去の計画に対する評価・問題点の記述や反省が必要である。	計画策定の背景において、大阪の環境が良好といえるレベルに達していないことや、過去の計画等による取り組みでは、廃棄物の不法投棄等不適正処理の事案の多発などの廃棄物問題の表面化や、自動車排ガス対策についての対策手法の限界が明らかになったことなど十分な対応が取れなかったことを認識し、新たな課題にも対応する新しい環境総合計画の必要性を記載しています。
この計画で「各主体」や「私たち」としている範囲は？	第1部第1節にあるように、大阪でくらし、学び、働くみなさんや事業者、環境NPOなどの民間団体、行政の各主体が対象となります。
環境総合計画を府の各種計画や事業の上位に位置づけること。	第1部第1節計画の理念において、「府は、環境配慮に率先して行動し、施策の隅々まで環境配慮を優先すること」としています。

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
計画の理念で「環境優先」や「行政の環境化」がうたわれていることは評価するが、抽象的でなくより具体的な実施計画・事業レベルの方向性を示すことが重要である。	本計画は、人のこころがかよいう豊かな環境の保全と創造に向けて、目標実現のための方向性など、基本的考え方を示したもので、今後、この計画に示す目標達成に向けた施策の展開に際して、この計画の基本的方向に沿って、具体的な個別計画等の策定あるいは改定を行うこととなります。
第1部 計画の基本 第2節 計画の期間	
計画の期間は、100年ぐらいにすべき	環境をめぐる変化に対応するために、本計画では、21世紀の第1四半期（概ね2025年）を長期的に見通しつつ、2010年度までとしています。
短期的目標の時期を設定すべき	第3部1基本となる視点において、2005(平成17)年度を短期的な目標年として設定しています。
第1部 計画の基本 第3節 計画の対象	
計画の対象地域は、広域的な施策も勘案し、府域に限定しないようにすべき	本計画の対象地域は、大阪湾を含む大阪府全域としていますが、府域からの環境負荷が地球環境へ影響を与えていることや隣接府県など広域的な視点での施策の展開も含めています。
第1部 計画の基本 第4節 各主体の基本的な役割	
事業者の積極的な環境マネジメントシステムの構築と情報公開を希望します。	第1部第4節の事業者の基本的な役割として、環境ISOの取り組みや環境情報の積極的な公開を掲げています。
NPOは、府民、事業者、行政の間をつなぐ存在であると考えます。	第1部第4節の民間団体の役割として、公平な立場から各主体間の協力関係を築く対話の促進者として期待されるとしています。
特別に大きい事業者の役割・責任を明確にし、具体的施策を検討すること。	第1部第4節において事業者の基本的な役割を記載しており、具体的な施策分野における役割については、第3部において例示的・具体的に示しています。
各主体における行政責任、事業責任を明確にすること。団体を構成する個人に「まず」意識改革が必要とするのは行政や事業者の責任をあいまいにする。	第1部第4節において、府民、事業者、民間団体、市町村及び大阪府の各主体としての基本的な役割を記載しており、施策分野における役割については、第3部において例示的・具体的に示していますが、個人の意識改革に関する表現が誤解を受けないよう「まず」を削除するなど適切な表現に改めます。（P7.7行目 「民間団体、事業者、行政もそれらを構成しているのは個人であることから、個人の意識が環境配慮型へと変化し、それが行動につながり、継続するということも重要です。」とします。）
市町村、大阪府の役割に、グリーン購入等を加えてほしい。	第1部第4節において、市町村・大阪府について、環境の保全と創造に関する率先実行を基本的な役割とし、第3部第2節1廃棄物の減量化・リサイクルの推進において、市町村・大阪府に、環境に配慮した製品の優先購入を掲げています。
事業者として不要なものを生産しないようにすることを加えるべき	第3部第1章第2節1「廃棄物の減量化・リサイクルの推進」において、P39の事業者の役割に製品開発・製造から廃棄にいたるまで、廃棄物の発生抑制などを行うことを掲げています。
府民に不要なものを購入しないことを啓発する項目を加えるべき	第3部第1章第2節1「廃棄物の減量化・リサイクルの推進」において、P40の府の役割として普及啓発活動を行うと記載しており、具体的には、P35の「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの推進」の中で総合的に実施します。
第1部 計画の基本 第5節 計画の構成	
計画の構成では、行政の役割があいまいで、行政権限に基づく責務を分かりやすく工夫すべき	第1部第4節において市町村・大阪府の基本的な役割を記載しており、具体的な施策分野における役割については、第3部において例示的・具体的に示しています。
第2部 長期的な目標と実現の方途 第2節 主要課題ごとの長期的な目標と実現の方途	
大気環境について環境上の主要課題とし、長期的な目標と方途を示すべき	長期的な視点では、「大気環境」の課題の中でも、自動車による「交通環境」問題が主要な課題であると考えたものです。
1 資源循環	

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
廃棄物にならない製品を各学者が研究する必要がある。	第3部第1章第2節1「廃棄物の減量化・リサイクルの推進」のP37に、研究開発の推進として「府の試験研究機関においてコーディネート機能を充実し、産・学・官の連携強化を図りながら、食品廃棄物など未利用有機性資源のリサイクル技術の開発などを進め、府内産業の活性化と循環型社会の構築に向けた研究開発推進のための体制づくりに努めます。」と記載しています。
P17, 5行目 廃棄物に関する環境教育、啓発とあるが、修正案として、鉱物資源、天然資源、そして廃棄物に関する環境教育、啓発の必要性を記述すべき	「廃棄物に関する環境教育・啓発を学校・企業及び生涯教育の場などで推進します。」としており、これを進める中で、鉱物資源、天然資源の大切さを伝えてまいります。
3 地球環境	
二酸化炭素排出削減対策として「蓄熱式空調システム」の普及も重要である。	「蓄熱式空調システム」を省エネルギー技術として排除するものではありませんが、ここでは、新エネルギー技術の例示としては、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令」に定める技術を記載したものです。
コージェネだけでなく、蓄熱システムを追加して紹介されたい。	なお、自然冷媒を使用した冷凍サイクルについては、第2部第2節3地球環境の項目及び第3部第1章3の(3)取り組みで記載しています。
「蓄熱式空調システム」の普及促進、「自然冷媒を用いた家庭用ヒートポンプ給湯器」、「地域冷暖房システム」の普及開発、技術開発を追記すべき。	
コージェネは、熱と電気を同時に利用しないと環境負荷を増大させる。	ご指摘のとおりであり、天然ガスコージェネレーションの脚注にその旨説明しております。
長期目標の前に短・中期的な目標を設定すべき	中期目標として本計画及び「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」において2010年度までに温室効果ガスとして基準年から9%削減という目標を定めています。
地球温暖化防止活動センターを設置し、管理、監視体制を強化します。	地球温暖化防止活動推進センターの役割については、地球温暖化対策推進法に位置づけられており、情報の提供や知識の普及を行うため、府としても指定に向けて取り組みます。
原発や化石燃料に頼らない自然エネルギー等の推進 自販機の設置削減、24時間使用の電力による広告の見直し	第2部第2節3地球環境の項目で、新エネルギーの活用について記載しています。 府民や事業者による省エネルギーのため、ライフサイクルアセスメントによる評価を基礎としながら積極的な普及啓発を行ってまいります。
風力発電の設置検討、糞尿施設からのバイオマスの活用研究、自然エネルギー拡大による温室効果ガスの排出抑制について記述したほうが良い。	府域での風力発電の可能性については、平成12年度に調査を実施しましたが、実用レベルでは、可能性が少ないものと判断しています。また、メタン発酵については、既に「エコ・エネルギー都市大阪計画」でも農山地域で適用可能な技術の一つとして取り上げております。本計画には、木質バイオマスについて特に代表して記載したものです。新エネルギーの導入は、温室効果ガス削減の有力な手段の一つと本計画でも位置づけています。
フロンガスを全く使わない冷蔵庫やその他のノンフロン製品への代替普及	第2部第2節3地球環境の項目に脱フロンの促進を記載しています。
温室効果ガスを増大させる事業の見直し	環境影響評価制度では温室効果ガスの排出についても評価対象としています。
自主的取組に公共事業における温室効果ガスの排出抑制とそれによる事業の見直し	第3部第4章第3節に記載しています新たな大阪府庁率先行動計画において検討してまいります。
少なくとも京都議定書の6%削減を達成することを中期目標とすべき	中期目標として本計画及び「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」において2010年度までに温室効果ガスとして基準年から9%削減という目標を定めています。
4 交通環境	
修正案 P21 円滑な交通流の確保を削除	渋滞等による走行速度の低下により、自動車からの大気汚染物質排出量が増加することから、交通流の円滑化は長期的にも重要な施策であると考えたものです。

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
ITSは、TDMに含まれる対策とみなしてはどうか。	ITSは、交通事故や渋滞などの道路交通問題を解決し、円滑な交通流を確保することを目的に構築された新しい交通システムであることから、「円滑な交通流の確保」においてITSの整備について例示しました。なお、ITSはTDMを支援する手段として用いられることがありますが、「車社会からの転換」は自動車交通量の抑制を主題としてしていることからTDM施策を例示しています。
修正案 P21, 21行目「車社会からの転換」渋滞化を防ぎ、ヒートアイランド現象を防止するためにも、都心部へのマイカー規制を進め、LRTなど路面電車の復活を推進します。	都心部への流入規制は、府民生活や経済活動に与える影響が大きく、府民や関係機関の幅広い合意形成が必要不可欠であるとともに、技術的課題など多くの課題があることから、慎重に検討する必要があります。また、「車社会からの転換」では、鉄道等の公共交通機関の整備も記載しており、地域の交通需要に応じた適切な公共交通機関が選択され整備されるよう、関係機関とともに研究していきたいと考えています。
追加案 P21, 30行目 公共交通、自動車利用を中心とした「環境にやさしいまちづくり」各自治体は府民とともに環境に配慮した形の公共交通、自動車交通を進める新たな街づくり計画を実行し、大阪府は実施と同時に環境保全政策を支援します。	できるだけ自動車に依存しない都市整備が重要であることから、「車社会からの転換」では、鉄道等の公共機関の整備促進のほか、駅前自転車駐車場やパークアンドライド等の整備も含んでおります。また、第2部第1節であげている「豊かな環境都市・大阪」の構築では、環境に配慮したまちづくりも長期的目標に含まれており、諸施策に反映することとなっております。
交通環境の長期的な目標の第1に自動車交通量の削減をあげるべき	自動車排ガス対策では、より低公害な車を開発し普及する発生源対策が最も効果的であり、目標の第1にあげております。自動車交通量の抑制も重要な要素であり、「車社会からの転換」にあげている施策を実施することによりその抑制を図っていききたいと考えております。
大気汚染の激甚汚染地域については、大型車の乗り入れ規制や緊急の交通規制などを位置づけるべき	大気汚染の激甚地域の対策については、短・中期的な対策と考えており、局地汚染対策として第3部第2章第2節1自動車公害の防止で記載しております。なお、大気汚染防止法では、緊急時の措置として、都道府県知事は公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請すること等が定められています。
交通環境の長期的な目標について、円滑な交通流の確保として環状道路等の整備があるが、より多くの車を呼び込むことになるため、道路計画等の見直しが必要	渋滞等による走行速度の低下により、自動車からの大気汚染物質排出量が増加することから、交通流の円滑化は長期的にも重要な施策であると考えております。このため、自動車交通が集中する都心部を迂回する環状道路の整備等を促進することで交通流の分散を図っていききたいと考えております。
P21, 28行目～税制や規制手法を挙げる前に、まず、府民・事業者の自発的行動の必要性、強化について述べるべき	第1部第4節の各主体の基本的役割では、あらゆる環境問題に関して、府民や事業者が意識を変えて、自発的かつ積極的に取り組み、行政は環境教育等を行うことで自発的な行動を促進することとしております。そこで、第2部第2節4交通環境（2）実現の方途「ライフスタイル・ビジネススタイルの転換」のはじめに、「行政は環境教育や啓発等を通じて、府民や事業者の自主的取組を促進するとともに」を追加します。
6 エコロジカルネットワーク（水と緑のネットワーク）	
P23,20行目「屋敷林」の文言を入れてほしい。	屋敷林も緑の拠点として大切な要素ではありますが、関東平野のように頻繁に目にするというものでもありませんので、緑の拠点の代表例としての列記には含める必要はないと考えております。
P23に追加案 「絶滅危惧種、稀少種の保全 世界でも日本でも開発に伴い種の絶滅が危惧されており、自然環境の保全・調査研究により絶滅危惧種、「大阪レッドデータブック」に登録された生物は稀少であり、その地域の新規開発の中止を進めます。」	希少な野生動植物の生息・生育地については、できるかぎり保全するのが望ましいと考えておりますが、周辺の土地利用との調和を図ることも必要であり、保全について配慮していただけるよう、府民の意識啓発に努めてまいります。
第3部 施策の展開	

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
大阪府の策定する計画に、府民、事業者、市町村など府以外の主体の取り組みを宣言型で記述することはできないのではないか。	第3部1基本となる視点において、施策の展開に当たっては、パートナーシップをもって協働して取り組むことが重要であることから、それぞれの取り組みに対して、府民、事業者、民間団体、行政の各主体が自主的に果たすべきと考えられる役割を例示的に示したものです。
各施策分野の「取り組み」について、現在の計画において推進してきた施策・事業の進捗状況など情報公表・府民尊重を行い、各主体の積極的な行動の契機とすべき。	第4部第1章第2節において、計画、環境の状況、施策の実施内容と評価の結果などを、分かりやすいものとして、すべての主体の目標達成に向けた取り組みの進行管理に役立つよう、情報公開に努めてまいります。
数値目標が適切かどうか（どの施策がどのような効果があるのか）一般府民にわかりにくい。	数値目標などの具体的な目標については、個別計画や事業の目標ともなりますが、今後とも、個別計画の策定などにおいて目標設定の考え方や施策効果などについて、分かりやすく広報に努めてまいります。
重点施策については、5年程度を目処の数値目標を示してほしい。	概要版に記載している重点施策には、2010年度の目標しか示していないものもありますが、計画案には2005年度の目標もできるだけ掲げています。
取り組みについて、もっと具体的に記述してほしい。 また、実現するためのスケジュールを明記し、重点項目をもっとはっきりすべき。	本計画は、人のこころがかよあう豊かな環境の保全と創造に向けて、目標実現のための方向性など、基本的考え方を示したもので、今後、この計画の基本方向に沿って、具体的な個別計画等の策定あるいは改定を行うこととなります。 また、毎年、重点施策を明らかにするとともに目標実現のため適宜施策を見直してまいります。
施策の優先順位をつけるべき。	施策の優先順位については、毎年、重点施策を明らかにして公表（議会報告）してまいります。
府民の環境に対する意識を高める取り組みが必要ではないか。	今後、環境に対する意識の向上にむけ、環境教育・環境学習などの誘導的施策に取り組んでまいります。
第3部 施策の展開 第1章 循環 1 廃棄物の減量化・リサイクルの推進	
P 2 5 , 1 6 行目と17行目統合 条例の検討と廃棄物処理計画の策定	ご指摘の部分は、P 3 5 以下に記載のある取組項目をまとめたものです。
P 2 5 , 1 7 行目新規追加 建築廃棄物の減量・再利用の推進 P 2 5 , 1 8 行目改正(「建築廃材の再利用や」を追加) 建築廃材の再利用や再生産可能な循環型資源である 森林資源の利用促進	建築物等の解体や新築工事により発生する廃棄物の減量・再利用の推進に関する取り組みについては、建設リサイクル法に基づき強力的に推進していくこととしており、「リサイクル関連諸法の円滑施行などのリサイクルの推進」の項目に、建設リサイクル法に基づく取り組みを盛り込んでおります。なお、本府におきましては、建設工事における間伐材の利用促進に努めています。
施策分野の表題「廃棄物の減量化・リサイクルの推進」を「廃棄物の発生抑制」に修正すること。(P 3 0 , 3 行目)	「廃棄物の減量化・リサイクル」は、発生抑制の概念を含む表現として使用しております。 なお、P 3 5 の「(3)取り組み」において、発生抑制(リデュース)を最優先することを示しています。
一般廃棄物と産業廃棄物の排出量は、削減しておらず、廃棄物抑制活動の成果が出てるように見えない、相対値を示すなら、経済成長率も加味するなど、工夫する必要があるのではないか。(P 3 3 , 2 行目)	P 3 3 に記載の将来予測については、現状のまま推移した場合の単純予測であり、新たな取り組みの実施により抑制する排出量の目標は、P 3 8 に記載しています。 なお、この目標は、現状において実現可能と見込まれる数値を設定しており、必要に応じて目標を見直すこととしております。
一般廃棄物、産業廃棄物の排出量の将来予測について、その予測の前提となった数値、予測手法、計算方法、計算結果等を開示すべき。 また、産業廃棄物の排出量の予測値はこれで充分か。 (P 3 3 , 2 行目～、P 3 8 , 1 行目～)	本計画で詳細に示すのはスペース等の点で困難ですが、P 3 6 他に記載する廃棄物処理計画の案(公表)でお示ししております。
「より一層推進」は、法律が施行直後なので少し違和感がある。 (P 3 4 , 1 0 行目)	各リサイクル法施行前からの取り組みも考慮して記載しております。

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
<p>P3 4,10行目新規追加 特に、建設廃棄物のさらなる増加が予想され、現場での解体、分別を実施し、鉄、セメント、古材の再利用を進めることが必要です。 P3 4,2 2 行目の後新規追加 特に産業廃棄物の5割以上を占める建設廃材の資源化は40%ほどで、中でも建設廃材の再利用を促進します。</p>	<p>(P3 4, 10行目に次の文章を追加します。) 特に、建設廃棄物については、昭和40年代の高度成長期に大量に建設された建築物が今後更新期を迎えるなど、排出量の急激な増大が見込まれることから、建築物等の分別解体、建設廃棄物の再資源化を進めることが必要です。 (22行目の部分は、(森林資源の活用)に関する課題の記載ですので、10行目の部分に追加する文章のとおりです。) なお、建設廃材については、「大阪府建設リサイクル行動計画」に位置付けて再利用の促進を図っています。</p>
<p>P3 4,2 1 行目 一部改正 資源の消費を抑制するために原生林から伐出された木材や違法取引された木材の使用を止めることが必要です。再生産可能で、かつ環境への負荷の少ない森林、木材資源を活用することが必要です。</p>	<p>「地球環境保全に資する取り組み」の中の目標(P58)でも明記しておりますとおり、適正に育成された地域の木材を積極的に使っていくことが環境保全、ひいては地球環境保全につながっていくとの考え方を基本として、「府内産木材の利用指針策定」や「府内産木材ラベリング制度の創設」、さらには「河内林業地でのFSC取得」などを進めていく方向を明らかにしています。製品に地域産の木材や持続可能な森林からの木材を使用していることを明示することが、原生林や違法取引による木材の購入を防ぐことにつながる具体的な方法であると考えております。</p>
<p>「みだりに」という表現は不適切ではないか。(P3 4,2 8 行目)</p>	<p>廃棄物処理法第16条に「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と規定されており、この表現を使用しています。</p>
<p>P3 5,1~4 行目の内容は、ほとんど生産者義務ばかり記述されており、府民、事業者が発生抑制と大事に長く使う視点も記述した方がよい。</p>	<p>本計画にも記載しているとおり、各主体の適切な役割分担とパートナーシップが前提となっています。 また、P3 9の第1章第2節1(5)各主体の役割のところ府民・事業者等の役割を記載しております。</p>
<p>過剰包装の削減に向けて、包装の簡素化を呼びかけるとともに、包装を辞退したときに消費者が何か得をするような仕組みをつくってはどうか。</p>	<p>不必要な包装の簡素化については、P3 5に記載している「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの推進」において、取り組んでおり、平成13年10月に、約2500店舗の協力のもと、「グリーン購入/NO!!包装キャンペーン」を実施しました。 また、計画案では、P170の「廃棄物対策に係る経済的手法」の中で「ごみの発生抑制・リサイクルを促進する経済的手法について市町村等とともに検討します。」と記載しており、ご指摘の仕組みについては、今後の参考としていきます。</p>
<p>生産者・製造者段階でごみ減量化につながる商品製造・開発を義務化し全面的展開を誘導すべき。流通段階で再生・リサイクル可能な流通手段を導入すること。分別収集の規格をさらに細分化し府内で統一的なものにすべき。(P3 5)</p>	<p>第3部第1章第2節1「廃棄物の減量化・リサイクルの推進」において、P3 9の事業者の役割に製品開発から廃棄にいたるまで、廃棄物の発生抑制や自主回収システムの充実などを行うことを掲げています。具体的には、P3 5の「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの推進」、「排出事業者等への指導」等の中で総合的に実施します。 また、市町村が行う分別収集を促進するため、「大阪府分別収集促進計画」に基づき、情報提供や技術的援助などに努めるとともに、「ごみ処理広域化ブロック計画」で定める標準分別収集区分に基づく分別収集の拡充を市町村に働きかけてまいります。</p>
<p>買い物袋税導入、クリーニングのハンガー回収義務づけなど検討すべき。 家やビルのリサイクルの研究体制を整備すべき。 家庭ごみの分別収集の徹底を行い、資源ごみの回収・リサイクルのシステム整備のため、府が主体的に取り組むべき。(P3 5,3 7)</p>	<p>P3 5の「リサイクル関連諸法の円滑施行などのリサイクルの推進」において、容器包装リサイクル法などのリサイクル関連諸法を実効あるものとするため、分別収集促進計画の策定・推進を図るとともに、住宅・社会資本の更新に伴い増大する建設廃棄物に対応するため、建設リサイクルを強力に推進することを掲げています。(買い物袋税については、別項目で考えを示しています。)</p>
<p>廃棄物の減量化・リサイクルの推進には、税金がかなりかかるので、「各人の責任」という意識転換が大事であり、そのために環境教育に最も力を入れるべき。(P3 5,3 7)</p>	<p>P1 5 4の第3部第4章第2節2「環境教育・環境学習の推進」に環境教育全体の推進の考え方を示しています。 また、P3 5の「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの推進」等の取り組みで、普及啓発</p>

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
<p>リサイクルセンターなどを府内各所につくり、販売責任で回収するシステム、購入者責任でセンターに持参することを義務づける必要がある。（P35以降）</p>	<p>第3部第2節1「廃棄物の減量化・リサイクルの推進」において、ごみの減量化とリサイクルの推進に向けた、府民・事業者・行政等の役割を記載しております。具体的には、府民には分別収集への協力、事業者には自主回収システムの充実、府にはリサイクル関連施設の整備促進を役割として掲げています。</p>
<p>廃棄物問題の取り組みについて、「いらぬものは買わない」旨を強調すべき。ライフサイクルアセスメント、ゼロエミッションの方向性を示すべき。（P35以降）</p>	<p>第3部第1章第2節1「廃棄物の減量化・リサイクルの推進」において、P39の府民の役割に、消費、廃棄時における廃棄物の発生をできるだけ抑制することを考えて商品を購入すると記載しています。ライフサイクルアセスメントは、P39の事業者の役割でその趣旨を位置づけております。また、P199の「製造業における主な行動事例」に記載しております。さらに、ライフサイクルアセスメントを含む環境マネジメント全体の確立については、P165以降で位置づけています。また、ゼロエミッションの方向性は、P16の「廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進」等に示しております。</p>
<p>発生抑制の基本理念に対する具体策を打ち出すべきである。拡大生産者責任の思想に基づき、事業者に対するライフサイクルアセスメントの義務づけや、廃棄物発生量の少ない製品・リサイクル可能な製品開発に対する援助・指導など、協議をすべき。思い切った発生削減数値目標をたてるべき。（P35以降）</p>	<p>P35の「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの推進」、「排出事業者等への指導」、「リサイクル関連諸法の円滑施行などの推進」等の取組みの中で総合的に推進していきます。ライフサイクルアセスメントは、P39の事業者の役割でその趣旨を位置づけております。また、P199の「製造業における主な行動事例」に記載しております。さらに、ライフサイクルアセスメントを含む環境マネジメント全体の確立については、P165以降で位置づけています。排出量の減量化目標については、現状において実現可能と見込まれる数値を設定しておりますが、必要に応じて目標を見直すこととしております。なお、大阪府の役割として、製品開発の技術支援を位置づけております。また、環境関連産業全体への支援は、P174～175に記載しております。</p>
<p>家庭ごみの処理費用の有料化を図るべき。（P35以降）</p>	<p>計画案のP170に「ごみ処理費用の有料制は、一般廃棄物（ごみ）の減量化やリサイクルへの取り組みの努力が報われ、ごみ処理に係る負担の公平性が図れるとともに、ごみの減量化に有効な手法であることから、ごみ処理費用の有料制に対する府民の理解を得るため、その意義や効果、必要性等についての情報の提供に努めるなど、有料制の導入に向けた市町村の取り組みを支援します。」と位置づけております。</p>
<p>家電製品の修理で見積もり料金を取ることに付いて、府がメーカーを指導し是正すべき。（P35以降）</p>	<p>P35に記載している「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」において、発生抑制（リデュース）に向けた事業者の実践行動として、修理サービス体制の充実を掲げています。今後とも、発生抑制に向けた取り組みについて、事業者の協力を求めてまいります。</p>
<p>リサイクル活動の普及を百貨店やスーパーに義務づけてはどうか。（P35以降）</p>	<p>第3部第1章第2節1「廃棄物の減量化・リサイクルの推進」において、P39の事業者の役割に廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を、社会全体で促進されるよう努めることを位置づけています。平成13年10月に、約2500店舗の協力のもと、「グリーン購入/NO!!包装キャンペーン」を実施しました。今後も、P35に記載する「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの推進」において、事業者にごみの減量化とリサイクルの取り組みを促す各種啓発活動を実施していきます。</p>
<p>生産者にリサイクルの難易度によって税率の変わる税金をかけてはどうか。（P35以降）</p>	<p>本計画では、P170に「廃棄物対策に係る経済的手法の活用については、一般廃棄物（ごみ）処理費用の有料制やデポジット制、製品課徴金など、ごみの発生抑制・リサイクルを促進する経済的手法について市町村等とともに検討します。」と記載しており、ご指摘の趣旨については、今後の参考としていきます。</p>
<p>ごみ減量化対策として企業に環境ボランティアへの募金を募ってはどうか。（P35以降）</p>	<p>第4章第2節「行政のパートナーシップによる環境保全活動の促進」において、P151に事業者による環境保全活動への支援を記載しており、ご指摘の趣旨については、今後の参考としていきます。</p>

「大阪21世紀の環境総合計画(案)」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
<p>廃棄物に関しては、市町村や個人レベルで取り組むべきことで、府が重点的に取り組む必要が少ないのでは。(P35以降)</p>	<p>廃棄物の減量化・リサイクルを推進するためには、P35で記載しておりますように、府民、事業者、民間団体や行政が、適切な役割分担とパートナーシップのもとで取り組む必要があると考えています。</p>
<p>建築廃棄物についてほとんど記載されておらず、建設廃棄物の将来予測と再資源化方策を早急に検討すべき。(P35以降)</p>	<p>本計画P35に『住宅・社会資本の更新に伴い増大する建設廃棄物に対応するため、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)」、「大阪府建設リサイクル法実施指針」や「大阪府建設リサイクル行動計画」などに基づき、建設リサイクルを強力に推進します。』と記載しています。 また、建設廃棄物の将来予測については、個別計画で予測されることになっており、それに基づき再資源化方策を検討することになっています。</p>
<p>廃棄物抑制、CO2排出量削減に寄与する「建築物の補修強化」を計画に盛り込むべき。(P35以降)(P56,29行目以降)</p>	<p>建築物を長期間有効に活用し、建設廃棄物の発生抑制に努めることは重要であることから、35頁(3)「取り組み」「リサイクル関連諸法の円滑施行などのリサイクルの推進」内の記載している「大阪府建設リサイクル法実施指針」に、建築物の長寿命化に関する取り組みを盛り込んでおり、この指針などに基づいて取り組んでまいります。</p>
<p>P35,34行目以降に新規追加 で短期的目標で3Rの調査と中期目標で削減目標を設定 これらのアクションプログラムを推進するために、各資源や各製造物、各流通量、各廃棄物量をできるだけ早く調査し、循環型社会を構築するために、中、長期目標として削減目標を設定します。</p>	<p>廃棄物に関する実態調査を実施のうえ、P38に目標を設定しております。また、計画案では、「廃棄物の処理やリサイクルなどの技術の進歩、府民意識の変革などの実態を踏まえ、必要に応じて目標を見直す」と記載しております。</p>
<p>りんくうタウンをエコエリアにしてほしい。(P36,1行目以降) 環境のためになることをしている企業を誘致してほしい。</p>	<p>民間事業者を主体としたリサイクル施設等の整備については、平成14年度に産官学一体となった推進協議会を設置し、大阪の特性にあった具体的な構想をとりまとめることとしております。</p>
<p>フェニックス事業は凍結し、処分場としての延命計画を立てるべき。(P36,1行目以降) 「訓辞的」条例でなく、事業者に対する行政権限を明確にした条例制定をめざすべき。 (P36,27行目以降)</p>	<p>発生抑制、再生利用などにより最終処分量の一層の削減を進めますが、最終的に埋立処分をせざるを得ない廃棄物の適正処分を図るため、周辺環境の保全にも配慮し、フェニックス計画を進めてまいります。 また、条例については、今後、具体的な規定内容を検討する際に、本件意見も含め検討を行うとともに、条例制定に向けては、パブリックコメント等による府民意見を踏まえ、具体的な内容を詰めていくこととしております。</p>
<p>原生林材や違法伐採木材を扱わないという方向を明記すべき。(P37,1~7行目)</p>	<p>「地球環境保全に資する取り組み」の中の目標(P58)でも明記しておりますとおり、適正に育成された地域の木材を積極的に使っていくことが環境保全、ひいては地球環境保全につながっていくとの考え方を基本として、「府内産木材の利用指針策定」や「府内産木材ラベリング制度の創設」、さらには「河内林業地でのFSC取得」などを進めていく方向を明らかにしています。製品に地域産の木材や持続可能な森林からの木材を使用していることを明示することが、原生林や違法取引による木材の購入を防ぐことにつながる具体的な方法であると考えております。</p>
<p>焼却主義を改め、発生抑制に重点を置いて、排出量の半減化などの積極的な目標を掲げるべき。(P38)</p>	<p>P35の「(3)取り組み」において、発生抑制(リデュース)を最優先することを示しています。 排出量等の減量化目標については、現状において実現可能と見込まれる数値を設定しておりますが、必要に応じて目標を見直すこととしております。</p>
<p>廃棄物の減量化・リサイクルの推進については、数値目標に対する根拠を示しておらず、取り組みも具体性に欠ける。(P38,1行目)</p>	<p>本計画で詳細に示すのは困難ですが、ご提言の内容については、P36他に記載する廃棄物処理計画の案でお示ししております。</p>

「大阪21世紀の環境総合計画(案)」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
<p>P3 9, 9 行目以降に新規追加 違法伐採木材の使用による商品や違法取引によって流通される商品の購入をやめます。 P3 9, 1 4 行目に挿入 違法に取り引きされた木材製品は絶対に扱わない。また、違法に生産されたものを決して造らない。(ワシントン条約付属書 に登録されたインドネシア産のラミン材等) P3 9, 2 8 行目に新設 原生林を守り、違法伐採木材を調査・摘発し、地域の木材資源活用へ製品の開発を支援し、啓発も行います。 P3 9, 3 5 行目を改正 原生林材や違法伐採木材を使わず、地域の森林資源の利用を促進します。 P4 0, 1 0 行目を改正 原生林材や違法伐採木材を使わず、府内産木材ラベリング制度の創設等を通じ、地域の木材資源の利用促進をします。</p>	<p>府民や事業者等にとって、木質製品の原料となった木材が違法伐採によるものなのか違法取引によって流通しているものなのかを区別することは非常に困難なことでと考えています。そのため、各主体の役割については判別の困難な違法伐採・流通木材の購入を避けるという表現よりも、地域産の木材・木製品を積極的に使うよう努めることとし、その判断が容易にできるよう府の役割としては「ラベリング制度」等の創設を早期に実現することであるとと考えています。</p>
<p>事業者の役割として、扱っている廃棄物についての情報公開をする義務を明記すべき。 また、市町村、大阪府についても、廃棄物にかかる情報を原則公開とする義務を明記すべき。 さらに、市町村、大阪府の役割として、府民、事業者、民間団体や行政が相互に交流・議論する場を設けることも役割の1つとして位置づけるべき。(P3 9, 1 0 行目～)</p>	<p>事業者共通の主な行動事例として、第4部第2章第3節「事業活動における行動指針」において、P1 9 7の「事業の内容やそれに伴う環境への影響と対策などの情報を、地域住民に適切に公開、提供しよう努めましょう。」等を示しております。 また、環境情報の提供については、P1 5 8の第3部第4章第2節3「総合的な環境情報システムの整備・環境情報の提供」において大阪府の環境ホームページ「エコギャラリー」によって、府の環境施策等について情報発信を行っていることなどを記載しており、廃棄物にかかる情報についてもこの中で掲示しています。 さらに、交流・議論する場を設けることについては、P1 5 0の第3部第4章第2節1「パートナーシップによる環境保全活動の促進」において、大阪府の環境ホームページ「エコギャラリー」において、府民が自由に環境に関する意見交換ができる「かんきょう交流ルーム」の運営などの充実に努め、府民や事業者、環境NGO・NPOの参加や交流を促進することなどを記載しております。</p>
<p>「環境に配慮した製品」の脚注又は例を記述した方がよい。(P39,19 行目)</p>	<p>例として「再生品など環境に配慮した製品」を追加します。</p>
<p>「再生産可能な資源」とはどういう意味かわからない。(P3 9, 2 1 行目)</p>	<p>次のとおり修正します。『森林資源などの再生産可能な資源を用いた製品(例えば木質トレー)を開発・生産し、販路を拡大します。』 【参考】 本計画のP56にも記載しておりますとおり、地域の森林資源をその成長量に見合った分だけ伐採して木材として利用する、伐採跡地には植林等により速やかに森林復元を図るという持続可能な森林管理が行われる限り、森林資源は再生産可能な資源と言えます。</p>
<p>第3部 施策の展開 第1章 循環 2 水循環の再生</p>	
<p>雨水利用促進のため、雨水貯留装置を設置する家庭に補助金を出してはどうか。(P4 2, 2 3 行目以降)</p>	<p>雨水利用は、水の効率的活用を図る有効な手段と考えます。ご指摘の補助金等の支援策については、雨水利用のより効率的な促進を図る中で、参考とし検討を行っていきたいと考えます。</p>
<p>公共建築物における雨水利用を積極的に進めてほしい。(P4 2, 2 8 行目以降)</p>	<p>府有施設において、特に大規模な建築物の設計では、水資源を有効利用し上水使用量の低減を図るため、トイレの洗浄用水、散水用水、修景用水などへの雨水利用システムの導入について、コストや費用対効果を含め検討に努めます。</p>
<p>「降水一時貯留」は「公園敷地内」だけでなく、「駐車場」においても活用すべき。(P4 3, 1 2 行目)</p>	<p>大阪府内においては、既に民間開発等に伴う流出抑制施設として駐車場を含めた区域での一時貯留の指導を実施しています。</p>

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
<p>どのような方策により大阪湾の干潟や藻場を再生するのか、その具体的なメニューを明記すべき。（P4 3, 17～21行目）</p>	<p>この計画は、府の環境施策の基本的方向を示すものであり、今後、この計画に基づいて具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。</p>
<p>「工場排水の負荷」を「工場廃水の環境負荷」に修正してほしい。（P4 5, 8行目）</p>	<p>「工場排水の負荷」とは、工場からの排水による環境への負荷という意味で記載していますが、ご指摘の点を踏まえ、より正確な表現とするため、「工場排水の環境負荷」と修正します。</p>
<p>第3部 施策の展開 第1章 循環 3 環境に配慮したエネルギー利用の促進</p>	
<p>P2 5, 3 9 行目新規追加 府民共同で自然エネルギーの設置と利用 P2 5, 4 6 行目新規追加 夜間における適度なネオン等の電気広告の使用削減</p>	<p>P25については、施策体系を施策分野ごとに取りまとめて図にしてお示ししておりますが、「自然エネルギーの導入」につきましては、「環境に配慮したエネルギーの利用の促進」の項で「新エネルギーの導入」として記載しています。 「夜間における適度なネオン等の電気広告の使用削減」について、ヒートアイランド対策の一つとして項目を設定すべきとのご意見ですが、ヒートアイランドとネオンによる電気消費量の関係が現状では不明なため、項目を新たに設定することは困難と考えます。</p>
<p>施策分野の表題「環境に配慮したエネルギー利用の促進」を「エネルギー使用の抑制」に修正すること。（P4 6, 1行目）</p>	<p>太陽光発電の導入は、環境に配慮したエネルギーの使用であり、原案が適切と考えます。</p>
<p>エネルギー利用の現状の中で、消費量が増加している原因を分析して記述すべき。（P4 6, 20行目～）</p>	<p>「・・・民生部門では22.1%増加しています。これは、業務系の床面積の増加や家庭系の核家族化に伴う世帯数の増加が原因となっています。・・・」と表現を追加します。</p>
<p>P4 8, 4 行目を改正 太陽光発電や風力発電やバイオマスエネルギーなどの自然エネルギーの導入を図ることが必要です。</p>	<p>全ての新エネルギーの導入が必要と考えますが、風力発電については、府域では、風が弱いため立地が難しいので太陽光発電を例示として挙げています。</p>
<p>P4 8, 5 行目に追加 府民が共同で自然エネルギーを設置する行為を促進させるために補助制度を広げ、電力を買い取る方式のグリーンファンドを推進します。</p>	<p>グリーン電力基金については、同ページ22行目に記載しています。</p>
<p>現行の多消費産業を否定するより改善を促す表現がベター。（P4 8, 11行目）</p>	<p>エネルギー多消費型の産業そのものを否定しているのではなく、エネルギー使用の方法を見直すことにより、改善を行うべきという趣旨です。</p>
<p>公共建築物における太陽光発電の導入を積極的に進めてほしい。（P4 8, 19行目ほか）</p>	<p>同様の趣旨を記載しており、既に村野浄水場（360kw）、安威川流域下水道中央処理場（300kw）、農林技術センター（20kw）など導入しているところです。</p>
<p>新エネルギーの導入には研究面にも力を入れる必要があると思う。（P4 8, 19行目以降）</p>	<p>P50の事業者のところで積極的な導入・研究開発を記載しています。</p>
<p>周辺山系の中腹に風力発電を設置してはどうか。（P4 8, 19行目）</p>	<p>府域での風力発電の可能性については、平成12年度に調査を実施しましたが、実用レベルでは、現時点では可能性が少ないものと判断しています。</p>
<p>環境教育に役立つように、太陽光発電を小中学校に設置してはどうか。</p>	<p>小中学校については、市町村が導入していくこととなりますが、本計画のP52, 5行目に積極的な導入について記載しています。</p>
<p>P4 9, 1 行目のタイトル改正と新文案追加 風力エネルギーやバイオマスエネルギーの開発と利用 風力発電は、最近ヨーロッパ各国（ドイツ、デンマーク、スペイン、オランダ等）やアジア各国（インド、パキスタン等）、その他の国々で広がっています。それは自然エネルギーであり、日本各地でも普及が広がり、大阪府も調査研究と設置を検討していきます。</p>	<p>府域での風力発電の可能性については、平成12年度に調査を実施しましたが、実用レベルでは、現時点では可能性が少ないものと判断しています。</p>
<p>木質バイオマスエネルギーの利用について、2025年を見据えた計画であるなら、木質バイオマスの「地域熱供給への活用」を検討すべき。（P4 9, 1～4行目）</p>	<p>P50にも示しておりますように、2010年度までの目標は木質バイオマスエネルギー活用モデル施設を50箇所設定することです。そして、当該目標の達成後はモデル地区の設定を目指したいと考えており、その中で地域熱供給への活用も検討課題になるものと考えております。</p>

「大阪21世紀の環境総合計画(案)」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
<p>木質バイオマスの利用は日本では経済的に無理である。(P49,1行目ほか) 一方、風力発電は採算がとれるのでヨーロッパやアジアを中心に各国で増えている。</p>	<p>木質バイオマスの利用はエネルギー面だけではなく、森林資源を利用することによる森林の公益的機能の発揮、生物多様性の維持など多分野に及ぶものであり、またコスト削減についての研究も進められております。環境に配慮したエネルギー利用を促進していく上で太陽光や風力やバイオマスなど、それぞれの特徴や利用する場所の立地も考慮しながら採用を検討していくべきと考えております。</p>
<p>P49,5行目を新規文案追加 原発エネルギーの段階的利用削減・使用停止 第6回温暖化防止締結国会議でも原発による温暖化防止政策は推進できないと決まり、核の汚染が心配な原発より自然エネルギーの方が望まれます。府民が共同で作ることができるエネルギーを推進して、段階的に原発エネルギーの利用削減を検討します。</p>	<p>本計画では、環境に配慮したエネルギー利用の促進として「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令」に定めるエネルギーを対象として記載しています。</p>
<p>～ の分類に「未利用エネルギーの活用」を追加し、カスケード利用による省エネルギー化の推進の具体的文章として、冒頭に「コージェネレーションシステムにより発電後の排熱を冷暖房や給湯に利用したりや」と追記し、「廃棄物焼却工場・・・」と続けるべき。</p>	<p>未利用エネルギーの有効利用についてはP48(3)取り組みの冒頭に記載しています。 については、「多段階で熱を電力に変換し、効率を高めたコンバインド発電や」に修正します。</p>
<p>P49の取り組み名を変更 ESCO事業による省エネ化の推進 中小企業へのエネルギー・環境対策支援 カスケード利用による省エネ化の推進</p>	<p>「省エネ化」という表現は原文では一貫して略さずに「省エネルギー化」と表現しています。また、「環境対応」を「環境対策」に変更すべきとのご意見ですが、「環境対応」とは、より環境負荷の小さな方法への変更などを意味していますので原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>排熱利用は促進するべき。(P49,15行目)</p>	<p>ご意見の通り考えていますので、排熱を多段階に効率よく利用するカスケード利用について記載しています。</p>
<p>ごみ発電所を建設してほしい。(P49,15行目)</p>	<p>現在、府域においては、ごみを焼却したときに得られる余熱利用として、発電を行っている施設が37施設中18施設あり、プールなどへの温水供給を行っている施設は11施設あります。エネルギーの有効利用による地球環境の保全やごみ処理施設の維持管理費の低減を図り、施設周辺地域とのコミュニティづくりにも役立てるため、ごみ焼却施設の新設・更新時には発電などの余熱利用を促進することとしております。</p>
<p>P48,1行目には風力発電2KWの導入実績があるのに、P50,1行目の目標値の項に風力発電の記載がないので、今後、風力発電所の調査研究と設置を検討していただきたい。</p>	<p>府域には小規模の風力発電施設はありますが、平成12年度に調査を実施したところ、実用レベルでは、現状では可能性が少ないものと判断しています。</p>
<p>2010年のエネルギー消費目標(1990年度比5%削減)について、どの取り組みで削減するのか記述すべき。案では全く明らかない。 具体的にどのような政策と措置により、新エネルギーの導入を図ろうとしているのか明示すべき。 風力発電について目標設定できなかった理由を明示すべき。 短期目標(2005年)も数値目標を掲げるべき。(P50,1行目～)</p>	<p>P54に二酸化炭素削減量の内訳を示しています。新エネルギーの導入については、平成11年度に策定したエコエネルギー都市・大阪計画に合せて2010年度で目標を設定しました。 風力発電については、平成12年度に調査を実施したところ、実用レベルでは、現状では可能性が少ないものと判断して、目標は記載しておりません。</p>

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
<p>事業者の役割として、エネルギー消費に関する情報公開を役割として位置づけるべき。 また、市町村、大阪府の役割としてもエネルギー消費に関する情報公開を役割として位置づけるべき。（P50,10行目～）</p>	<p>府、市町村は、地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づいて、温室効果ガス排出抑制等実行計画に基づく措置の実施状況（温室効果ガスの総排出量を含む。）の公表が義務づけられています。 事業者については、「環境報告書などにより取り組み状況を積極的に公開します。」を追加します。</p>
<p>府内における各種エネルギーの導入目標の数値の根拠を示すべき。 この表に「氷（水）蓄熱空調システム」「ヒートポンプ式地域冷暖房システム」の数値目標も定めるべき。（P50）</p>	<p>この目標は、国の導入目標を府域に割り戻して設定したもので、「蓄熱式空調システム」「ヒートポンプ式地域冷暖房システム」を省エネルギー技術として排除するものではありません。ここでは、新エネルギー技術の例示として、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令」に定める技術を中心に記載したものです。</p>
<p>P27,34行目に 環境共生型住宅の建設や建て替えの促進 を追加してはどうか。</p>	<p>第3部第1章環境に配慮したエネルギー利用の促進の中で「ESCO事業の導入による省エネルギー化の推進」を「ESCO事業、環境共生住宅の導入による省エネルギー化の推進」と改めます。</p>
<p>第3部 施策の展開 第1章 循環 4 地球環境保全に資する取り組み</p>	
<p>P25,35～36行目 改正・新規追加 原生林の保護と違法伐採木材の使用禁止 地域産木材や木製品の利用と効果的な森林整備</p>	<p>につきましては、「地球環境保全に資する取り組み」の中の目標（P58）でも明記しておりますとおり、地域の木材を積極的に使っていくことがその地域の環境保全、ひいては地球環境保全につながっていくとの考え方を基本として、「府内産木材の利用指針策定」や「府内産木材ラベリング制度の創設」、さらには「河内林業地でのFSC取得」などを進めていく方向を明らかにしています。製品に地域産の木材や持続可能な森林からの木材を使用していることを明示することが、原生林や違法取引による木材の購入を防ぐことにつながる具体的な方法であると考えておりますので、「原生林の保護と違法伐採木材の使用禁止」という項目の新たな追加は行いません。 につきましては、「二酸化炭素の吸収源」との表現が妥当ではないとの指摘ですが、ここ40年近く利用されずに放置されてきた広葉樹林（昔の薪炭林）において、二酸化炭素を旺盛に吸収する20年程度で伐採と更新を繰り返し、伐採木については木質製品等の資源として活用していくという循環系を成立させることができれば、「吸収源」との表現も不適切ではないと考えております。</p>
<p>「地球環境保全に資する取り組み」については、内容が難しすぎてよくわからないので、もう少しわかりやすく記述してほしい。（P53～60）</p>	<p>地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨について限られた紙面でできるだけわかりやすく説明させていただいたつもりですが、今回の内容が難しすぎてわからないとのご意見も踏まえ、今後、皆様にご理解いただけるよう広報に努めてまいります。</p>
<p>P53,22行目以降で、CO2削減を5%しか検討していないが、2010年にはもっと大きな削減目標を掲げるべき。CO2排出量が民生部門や運輸部門で増加している原因を分析して記述し、とりわけ、運輸部門のCO2削減を大きくすべき。</p>	<p>温室効果ガス全体の削減目標は9%としています。 削減対策別の内訳は、P54に示しています。 P56,2行目～8行目に課題として記載しています。</p>
<p>脱フロン製品の現状把握が遅れており、フロン関係等について改正が必要。（P55）</p>	<p>第2部第2節主要な課題ごとの長期的な目標と実現の方途でP20の フロンガスの適正処理及び脱フロンの促進に記載しております。</p>
<p>地球環境問題の取り組みについて、「いらぬものは買わない」旨を強調すべき。ライフサイクルアセスメント、ゼロエミッションの方向性を示すべき。（P56,29行目以降）</p>	<p>P39の府民の役割の中で同様な考え方を示しています。 また、P162事業活動における環境への配慮の中でライフサイクルアセスメントの必要性について言及しています。</p>
<p>炭素を貯蔵することで排出を遅らせることに一定の意義はあるが、持続的森林管理による生態系・国土の保全であることに留意すべき。また、取り組みにおいても、その意義はまず更新性の生物資源の活用であることに留意すべき。（P56,12～15行目）</p>	<p>“更新性の生物資源の活用”に関しましては、計画案のP37でも述べておりますように、森林資源を再生産可能な循環型資源であると位置づけ持続可能な森林を維持管理していくため、例えば「おおさか材の家」や木を使った学校建設等の促進、府内産木材ラベリング制度の創設、河内林業地でのFSC認証取得などを掲げたところです。さらに、“持続的森林管理による生態系・国土の保全”につきましては、森林プラン（仮称）を策定し、期待する公益的機能毎のゾーニングとそれに応じた適切な保全整備・管理水準を明らかにしていく計画（P124）としております。</p>

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
<p>P5 6, 2 0 ~ 2 2 行目の文章を次のとおり改正 熱帯林などの保護の観点から、温暖化防止のためには原生林（熱帯林、北方林）の商業伐採を停止することです。原生林の大規模な伐採はCO₂やメタンを大量に大気中に放出するからです。「持続可能な」森林経営を目指すためにも違法伐採木材の使用を禁止し、日本国内で地域の森林資源の成長分だけ伐採して代替材に充てる必要があります。伐採跡地への植林は生態系を破壊するような外来の早生樹や単一植林をしないことです。</p>	<p>次のとおり修正します。『熱帯地域等における不適切な商業伐採を防ぎ地球環境保全に資することが求められています。そのため、それぞれの地域の森林資源をその成長量に見合った分だけ伐採して木材として利用する、伐採跡地には植林等により速やかに森林復元を図る、という「持続可能」な森林管理が行われることが必要です。』</p>
<p>地球温暖化については、数値目標に対する根拠を示しておらず、取り組みも具体性に欠ける。（P5 6, 2 9 行目以降）</p>	<p>大阪府地球温暖化対策地域推進計画で想定した対策別の内訳をP5 4 に示しています。</p>
<p>地球温暖化対策として、エネルギー消費の抑制や環境への負荷が少ないエネルギーの促進を図ってほしい。（P5 7, 6 行目以降）</p>	<p>環境に配慮したエネルギーの利用の促進の項で詳しく述べておりますので、ここでは、簡単な記載にとどめています。</p>
<p>P5 7, 1 0 行目に文挿入 宣言」や「大阪府地球温暖化防止活動推進センター」を設置し、地球温暖化防止活動推進員による啓発活動などを行うとともに、運輸部</p>	<p>P6 0, 1 7 行目に各主体の役割で大阪府の役割として「地球温暖化防止活動推進センターの指定を行います。」と記載しています。</p>
<p>P5 7, 1 6 ~ 1 8 行目を改正 さらに、太陽光エネルギー、風力エネルギー、バイオマスエネルギーなどについて、府民が共同でエネルギーを作成することを推進し、温暖化防止に取り組む調査・研究を行います。</p>	<p>府民の役割はP5 0, 5 ~ 6 行目に「これまでのライフスタイルを見直すとともに、新エネルギー導入の意義、経済性や利便性などの特性に関して理解し、新エネルギーなどの導入を積極的に行います」と記載・位置づけています。</p>
<p>大阪府はグリーン購入の目標額を全購入商品の50%以上にして行政自ら率先実行すべき。（P5 7, 1 9 行目）</p>	<p>大阪府グリーン調達方針では分野ごとに目標を定めてグリーン調達を進めていますが、グリーン商品のないものも多くあることから、全商品を対象にした目標設定は難しいと考えます。</p>
<p>P5 7, 2 8 ~ 3 0 行目改正 商業伐採などで原生林の破壊が続いており、IPCCの学者などもまず原生林の破壊を止めて保護を行うことが二酸化炭素などを貯蔵することになると指摘しています。大阪府は、原生林の保護と違法伐採で取り引きされた木材を使用しないことを実行します。</p>	<p>次のとおり修正します。『地球温暖化防止等の観点から、熱帯地域やタイガ地域等の原生林の商業伐採を防ぐことが必要であるとともに、地域の森林資源を十分に活用することを基本にしながら、長く使用できる家づくりや家具づくり、木材を活かしたまちづくり、古材・再生材利用の促進あるいは家具のリサイクル等の取り組みを通じて、社会全体の中に「木のストック」を増やす行動を推進します。』</p>
<p>P5 8, 2 ~ 6 行目を改正 地球温暖化の観点から、長く使用できる家作りや家具作り、木材を生かしたまちづくり、紙や木質系製品、建材の廃棄・燃焼を減らし、古材の利用、再生利用の徹底、家具リサイクル、補修を進め、社会全体の中に「木のストック」を増やす行動を推進します。また、雑木林を含めて間伐、枝打ちなどを実施して森林の整備も努めます。</p>	<p>前記の考え方により、原文どおりとしますが、なお、ご指摘の趣旨につきましては、P5 7 の2 8 ~ 3 0 行目の修正の中に反映させております。</p>

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
<p>P5 9, 8 行目改正 むだな冷暖房をやめ、冷暖房を使用するときには適正温度にします。</p> <p>P5 9, 9 行目改正 脱フロン製品を使用し、フロン使用機器の廃棄には処理費用を負担します。</p> <p>P5 9, 10 ~ 11 行目新設 環境家計簿をつけ、エネルギーの節約に努めます。 住宅は10 ~ 15年サイクルで補修し、新築するときは長寿命で、環境共生の住宅を目指します。</p>	<p>冷暖房、フロンについては、ご指摘の表現では、前半と後半が逆説的な表現となるので、原案のままとします。 環境家計簿については「環境家計簿をつけるなど省エネルギーに努めます。」と改めます。 環境共生住宅については、別項で加筆します。</p>
<p>地球温暖化に関して、府内市町村との間で目標等について調整を図っているのか。（P5 8, 18 行目以降）</p> <p>5%の削減案であるが、削減目標が低すぎるので再検討すべき。また、目標の各項目に90年比の削減目標を記載すべき。（P5 8, 18 行目）</p>	<p>市町村は説明し、理解を得ております。</p> <p>温室効果ガス全体としての削減目標は基準年度に対して9%としています。代替フロン類は1995年度が基準なのでこうした表現にしました。</p>
<p>各温室効果ガスごとの2010年目標に対して、具体的にどのような政策と措置によりCO2排出量の削減を図るのか、数値で明示すべき。</p> <p>メタン、亜酸化窒素についての基準年の排出量、「取り組み」についての記述がないので明らかにすべき。</p> <p>短期目標の目標数値を掲げるべき。（P5 8, 18 行目～）</p>	<p>P54に二酸化炭素削減量の内訳を示しています。府域ではメタンガスと亜酸化窒素については排出割合が非常に小さいのでここでは記載していません。</p>
<p>P5 9, 6 行目改正 マイカー通勤などの自動車使用を自粛し、自転車、公共交通を利用します。</p>	<p>P74に合わせて「積極的に公共交通機関や自転車を利用します。」を追加します。</p>
<p>P5 9, 11 行目改正 原生林材や違法伐採木材の購入を止め、地域産木材や木製品を利用します。</p>	<p>地域の木材を積極的に使っていくことがその地域の環境保全、ひいては地球環境保全につながっていくとの考え方を基本としており、製品に地域産の木材や持続可能な森林からの木材を使用していることを明示することが、原生林や違法取引による木材の購入を防ぐことにつながる具体的な方法であると考えておりますので原案のとおりとします。</p>
<p>P5 9, 12 行目改正 ゴミの減量化に無駄なものを買わないこと、そしてリサイクル、リユースに努めます。</p> <p>P5 9, 24 行目改正 ゴミの減量化とリサイクル、リユースの推進に努めます。</p>	<p>「廃棄物の減量化・リサイクル」には発生抑制やリユースも含んでおり、ここでは、「ごみ」という語句を「廃棄物」という語句に表現を統一します。 なお、詳しくは、P39 ~ 40に示しています。</p>

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
<p>P5 9, 1 2 ~ 1 3 行目新設 地域の環境を守るまちづくりに参加します。</p> <p>P5 9, 1 7 行目改正 省エネや自然エネルギーの使用を広げ、燃料は環境に配慮したものに改善します。</p> <p>P5 9, 1 8 行目改正 代替フロンでなく、脱フロン製品の製造を研究・販売します。</p> <p>P5 9, 1 9 行目改正 グリーン商品を製造、販売します。</p> <p>P5 9, 2 4 行目以下に文案新設 ライフサイクルアセスメントやゼロエミッションを目指します。</p> <p>夜間におけるネオン等の電気広告の使用削減を目指します。 地域の環境を守るまちづくりに協力します。 住宅は補修を勧め、新規の住宅建設には長寿命化、環境共生のものを進めます。</p> <p>P5 9, 2 8 行目改正 グリーン商品やグリーン購入のPR・普及に努めます。</p> <p>P5 9, 3 0 行目以下に新設 府や市町村と協力して、温暖化防止対策の実施・普及を勧めます。</p> <p>地域の環境を守るまちづくりのPR、普及に努めます。</p>	<p>地域の環境については、廃棄物や景観などの問題もあり、他章で具体的に記載しているため本項であえて記載する必要はないと考えます。</p> <p>新エネルギー、省エネルギー、脱フロン製品、グリーン購入については同様の趣旨を記載しています。</p> <p>環境共生住宅については、別項で加筆します。</p> <p>民間団体と府・市との協力は全体にわたることなのでここには記載していません。</p>
<p>事業者、市町村、大阪府の役割として、CO2排出量や事業者の省エネなどの対策に、実施状況に関する情報公開を位置づけるべき。 (P5 9, 1 3 行目～)</p>	<p>府、市町村は、実行計画の結果公表が義務づけられています。</p> <p>事業者については、「環境報告書などにより取り組み状況を積極的に公開します。」を追加します。</p>
<p>燃料供給事業者による改質と燃料使用者による燃料転換の2つの意味があるので、事業者により役割が異なる。(P5 9, 1 7 行目)</p>	<p>ここでは、事業者をひとくくりでひとつで記載していますので、一般的な表現としました。</p>
<p>P5 9, 2 1 行目改正 原生林材や違法取引の木材を扱わず、地域産木材や木製品を積極的に活用します。</p> <p>P5 9, 2 9 行目改正 原生林保護や違法伐採木材の不使用のPR・普及と、持続可能な森林経営を目指し、地域材の利用と開発に努めます。</p> <p>P6 0, 1 0 行目改正 原生林材や違法伐採木材を扱わず、地域産木材・木製品の利用や啓発をします。</p>	<p>地域の木材を積極的に使っていくことがその地域の環境保全、ひいては地球環境保全につながっていくとの考え方を基本としており、製品に地域産の木材や持続可能な森林からの木材を使用していることを明示することが、原生林や違法取引による木材の購入を防ぐことにつながる具体的な方法であると考えておりますので原案のとおりとします。</p>
<p>P6 0, 7 行目改正 低公害車の普及を推進し、通勤には自転車、公共交通利用を広げます。</p>	<p>低公害車の普及促進は市町村においても取り組むべきと考えられるので、「低公害車の普及促進に努めます」を追加します。</p> <p>なお、通勤への自転車、公共交通の利用についてはP5 9の府民の項の「マイカー通勤などの自動車使用の自粛」として記載しており、第2章の自動車公害の防止の各主体の役割(P7 4～P7 5)との整合を図っています。マイカー通勤の自粛は、ご指摘の市町村も含め事業者、民間団体、大阪府とも取り組みが必要ですが、個人としての取り組みが主となりますので府民の項だけに代表させて記載しております。</p>

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
<p>P60,6～7行目新設 無駄な冷暖房をやめ、省エネに反する自販機設置を中止します。</p> <p>P60,9行目改正 脱フロン製品の普及とフロン回収処理の啓発・指導を行います。</p> <p>P60,11行目以下に新設 建物の長寿命化、省エネ設計、補修を進め、環境共生のものを目指します。 建物新設時や大きなものを使用する時は、ライフサイクルアセスメント可能で、ゼロエミッションにつながるものを発注します。 地域の環境を守るまちづくり計画を市町村民とともに策定します。</p> <p>P60,18行目改正 各年度ごとに温室効果ガス排出状況を調査・把握し、増加している場合は削減に向けて、内容を見直しを実施します。</p> <p>P60,18～19行目に新設 長期ビジョンで世紀中までに脱原発、脱化石燃料エネルギーを目指し、自然エネルギー推進に向けて調査・研究します。</p>	<p>P60,6～11行目については、市町村の役割としてここにあえて記載する必要はないと考えます。環境共生建築については、「環境に配慮したエネルギー利用の促進」に記載します。ライフサイクルアセスメントについては、P165～166の環境マネジメントシステムの確立のところに記載しています。</p> <p>ここでは、地域環境の計画より地球温暖化対策の実行計画の必要性を記載しています。温室効果ガスの排出状況については、運輸部門が交通センサスのデータを使用しているため、現状では毎年度の調査は困難です。</p> <p>新エネルギーについては本計画では、環境に配慮したエネルギー利用の促進として「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令」に定めるエネルギーを対象として記載しています。グリーン電力基金については別項で記載しています。</p>
<p>早急に「地球温暖化防止活動センター」を設置すべき。(P60,17行目)</p>	<p>制度上の課題もありますが、今後とも指定に向け努力してまいります。</p>
<p>P60,18～19行目に新設 LRT新設を検討し、鉄道による共同輸送を事業者提案します。</p> <p>無駄な冷暖房をやめ、省エネに反する自販機の設置を中止します。</p> <p>P60,22行目改正 脱フロン製品の普及に努め、フロン回収事業者などの登録・指導を行います。</p> <p>P60,24行目以下に新設 新規建築や大規模の発注は、長寿命化、省エネ化、ライフサイクルアセスメント可能なものを使用し、ゼロエミッション化を目指し、環境共生を推進していきます。 各自治体、府民、民間団体、事業者と協力して、環境共生のまちづくりを広げます。</p>	<p>交通手段の選択については、大きくTDM施策として記載しています。省エネ、ライフサイクルアセスメントの各項目については、P52「環境に配慮したエネルギーの利用」で、脱フロン製品の普及については、P20「フロンガスの適正処理及び脱フロンの促進」のところで記載しており、本項では記載しませんでした。</p>
<p>P60,23行目改正 原生林材や違法伐採木材の使用禁止を広げ、地域産の木材や木製品の利用や啓発を行います。</p>	<p>地域の木材を積極的に使っていくことがその地域の環境保全、ひいては地球環境保全につながっていくとの考え方を基本としており、製品に地域産の木材や持続可能な森林からの木材を使用していることを明示することが、原生林や違法取引による木材の購入を防ぐことにつながる具体的な方法であると考えておりますので原案のとおりとします。</p>
<p>第3部 施策の展開 第1章 循環 5 ヒートアイランド対策</p>	

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
<p>屋上緑化は、工事関連などでエネルギー消費が多いのではないかと。どれだけビルを緑化したらヒートアイランド対策になるのか。屋上緑化に対して助成までするのはやりすぎで、冷暖房の温度設定や照明の節約することが必要だと考える。ヒートアイランド対策は、大阪府がすべき。（P63）</p>	<p>ヒートアイランド対策としては、人工廃熱量の低減や都市構造の改善が基本であり、大阪市等と協力して実施していく必要があると考えています。屋上緑化については、どれだけ緑化すれば効果があるかという問題はありますが、緑は都市の景観を高め、うるおいや安らぎをもたらす効果もあり、緑化スペースの少ない都心部において緑を増やす有効な手法ですので、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。</p>
<p>ヒートアイランド対策として、ノーマイカーデーの推進など一人一人の努力が必要。（P63）</p>	<p>ノーマイカーデーについてはP65の各主体の役割の府民の項にマイカー通勤などの自動車使用の自粛として記載しています。</p>
<p>ヒートアイランド対策として、ネオンの消灯が必要。（P63）</p>	<p>ネオンによる消費電力量についての把握が行われていないのでどれだけ寄与があるか推定できませんが、排熱の削減や省エネルギーがヒートアイランド対策に資すると考えています。</p>
<p>ヒートアイランド対策については、数値目標に対する根拠を示しておらず、取り組みも具体性に欠ける。（P63～64）</p>	<p>ヒートアイランドについては、平成14年度に実態調査を実施することとしており、その結果具体的な目標の設定が可能か検討していきます。</p>
<p>熱を溜め込まないアスファルト等、環境にやさしい素材を公共事業などで使用すべき。（P63）</p>	<p>大阪府においては、平成14年度にヒートアイランド現象に関する現況調査を実施することとしており、その結果を踏まえ対策手法に関する総合的な検討を進めることとしています。道路の舗装についても、対策の有効性について検討を行うことを考えています。</p>
<p>建物の省エネ化に関して「外断熱」の普及促進を図るべき。（P63,6～12行目）</p>	<p>建築物の断熱工法については、大きく「内断熱」と「外断熱」があり、日本ではこれまで「内断熱」工法が主流でしたが、近年外断熱工法も多く見られるようになりました。双方長所・短所があり、地域の条件等に配慮した適切な工法の選択や確実な施工が重要と考えます。本府においても、断熱性能の向上に関する普及啓発に努めます。</p>
<p>屋上緑化に関しては、一定規模以上に義務づける条例化を検討すべき。屋上緑化や壁面緑化を積極的に進めてほしい。（P63,22行目以降）</p>	<p>屋上緑化の施工に関して簡易・低コスト手法（工法）等の研究・開発、施工後の高温化抑制効果やビオトープ空間としての効果の把握に努めながら、緑の少ない市街地の緑化推進策として、実施者に対する支援方策を含めた普及啓発に取り組んでいくことから始めていきたいと考えております。</p>
<p>P65,22行目新設改正（屋上緑化は多大な費用がかかり、どの団体が行えるのか？） 屋敷林の保護・推進や各自治体の緑化の推進・整備に協力します。</p>	<p>次のとおり修正します。『地域の緑化推進や屋上緑化等の普及啓発に協力します。』 なお、屋敷林につきましては緑の拠点として大切な要素ではありますが、その代表例としての記載は避け、地域の緑化の中核的なものとして考えています。</p>
<p>屋上緑化にケナフを使用すればどうか。（P63,22行目以降）</p>	<p>ケナフは一年生の草本植物ですので吸収した二酸化炭素は枯れてしまうと大気中に放出されます。このように木材と違って安定した形で炭素を固定することはできませんので、収穫し、ケナフ紙を作り、木材紙の生産量を減らすまでのシステムができないと効果は出てきません。さらに、ケナフは移入種（外来種）ですので結実し種が散布されることにより生態系への影響が生じることが懸念されています。このような問題点を解決した上でないと、ケナフ栽培の促進は困難であると考えております。</p>
<p>「省エネルギーの導入」という表現はあまり使わない。（P65,10行目）</p>	<p>省エネルギー化の推進と改めます。</p>
<p>P65,14行目以下新設 24時間の過度な電力エネルギー等の使用を考え、夜間のネオンを広げることがやめていきます。</p>	<p>省エネルギー化の推進で意味は尽くされると考えます。ネオンについては、消費電力に占める割合が把握できていませんが、排熱の削減や省エネルギーがヒートアイランド対策に資すると考えています。</p>
<p>P65,24～28行目について、緑化の記述ばかりだが、透水性舗装の導入も効果として期待できるのでは。</p>	<p>大阪府においては、平成14年度にヒートアイランド現象に関する現況調査を実施することとしており、その結果を踏まえ対策手法に関する総合的な検討を進めることとしています。道路の舗装についても、対策の有効性について検討を行うことを考えています。</p>

「大阪21世紀の環境総合計画(案)」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
第3部 施策の展開 第2章 健康	
環境保全目標を参考扱いとせず、計画に位置付け、環境基準を準用している項目以外についてどのような目標値にするのがふさわしいか議論すべき	環境保全目標は、府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準として、環境基準が定められている項目については、原則として環境基準を用いています。なお、専門家による検討結果など新たな知見が得られたときは、それを踏まえ、環境保全目標について必要な改訂を行います。なお、P66,9行目の「巻末の参考資料を参照」を「環境保全目標はP204～P212を参照」に修正しています。
第3部 施策の展開 第2章 健康 1 自動車公害の防止	
自動車公害の防止の課題に窒素酸化物、浮遊粒子状物質などが、ぜん息などの呼吸器疾患の原因となり、全国平均より高い実態を記述することや公害被害者の救済をあげるべき	呼吸器疾患の原因については、P109環境保健対策及び公害紛争処理の(1)現状で「肺がん死亡率・学童のぜん息有症率も全国に比べて高く推移しており、さらに二酸化窒素、粒子状物質などの大気汚染と呼吸器症状など健康への影響やディーゼル排気粒子についての発がん性も示唆されています。」と記載しています。また、公害被害者の救済についてはP109(2)課題で「公害に係る健康被害の予防のための適切な対策を講じ、被害者の発生を未然に防止するとともに、被害者に対しては、汚染原因者負担の原則を踏まえ、救済制度などの円滑な実施に努める必要があります。」と記載しています。
課題に自動車公害の激甚汚染地域への緊急対策も位置付けるべき	計画案の「課題」への取り組みは、汚染が著しい地域の対策につながると考えております。これらの取り組みを行っても自動車交通が集中する交差点等一部の地域では環境保全目標の達成が難しいと想定され、これらの地域については道路構造の改良等の局地汚染対策を講じることにより改善を図っていくこととしています。
輸送の効率化を図るため大型車を使用しているのであるから、大型車の市内への乗り入れ規制は対策に逆行しているので、整合性のとれる方策を実施してほしい(P68,26行目)	輸送の効率化では、大型車、小型車に関わらず積載効率を上げることが最も重要です。なお、現在大阪市内の幹線道路等では、大型車の走行規制が行われていますが、これは都市における交通事故、交通公害等各種交通障害に対処するために実施されているものです。
P71,6行目に新設 * 現行車の細かな点検・修理と、排ガス調査を定期的に行うことが必要です。 * できる限り一人乗りをやめ、マイカーやその他の自動車利用は複数人の利用を実施します。 P74の自動車排ガス対策の各主体の役割に次の文を追加 * できる限り自動車の一人乗りをやめます。 * 現行車の整備・点検を実施して、排ガス量の減少に努めます。	ご指摘のとおり自動車の点検整備は重要であり、「府民の役割」に「定期的に点検整備を実施します」を追加します。 なお、「事業者」にはご指摘と同じ主旨の内容があります。「民間団体」「市町村」「大阪府」は「府民」・「事業者」の立場として実施します。「できる限り自動車の一人乗りをやめます」は、計画案の「マイカー通勤などの自動車使用を自粛します」に含むと考えています。
P71,9行目に新設 * 事業者自ら排出するガスについて、総量を定期的には大阪府に報告・提出し、排出ガス総量を減らすことが大切です。	課題の「事業者による排出抑制」を解決するための方法であると考えますが、自動車NOx・PM法により、30台以上の自動車を使用する事業者は自動車使用管理計画を都道府県知事への提出することが義務付けられたところであり、大阪府は計画的な大気汚染物質の低減が図られるよう適切に指導していきます。
グリーン配送の実施については荷主の理解と協力が必要(P72、18行目)	本府が4月1日からグリーン配送を率先して導入していくにあたっては、約2,700にも及ぶ府納入事業者の方々に対して、リーフレットにより周知を図り理解を求めるとともに、グリーン配送に使用する低公害化された車両に対する融資制度なども設けています。
低公害車の普及促進として、駐車場の割引などの優遇制度を導入してはどうか	平成14年度から本庁の駐車場において低公害車の駐車料金の割引制度を実施し、市町村での取り組みを誘導します。
府の財政が厳しい中で、低公害車の融資助成制度が本当にうまく活用できるのか。いざ申し込みがあったときに融資するお金がなく、結局企業任せということにならないか。	中小企業者を対象に低利融資制度を運営していますが、融資を実行するのは金融機関であり目標額は3億円です。仮に目標額を突破しても、府では、他にも融資制度があることから、そちらへの誘導が可能であると考えております。

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
局地汚染・道路沿道汚染に対応できる測定体制を充実させ、住民の手によるNO ₂ 自主測定運動などへの支援体制を図ってください	府域には、道路沿道に自動車排出ガス測定局を37局設置し、大気汚染状況の把握に努めておりますが、住民参加による測定につきましても、環境についての関心と理解を深めていただく上で意義のあることと考えています。従いまして府が把握した情報の提供をより一層充実し、府民の皆様に活用いただけるよう支援してまいります。
東京都以上のディーゼル排ガス規制を行うべき（P71,5行目）	自動車排出ガス対策は、自動車一台ごとの発生量を抑制する発生源対策が基本であり、国においては単体規制や車種規制の強化がなされたところです。大阪府では、低公害な車の普及促進、事業者に対するより一層の低公害な車の導入や自動車走行量の抑制の指導、交通量・交通流対策等を推進することによって、環境基準の達成を目指します。
特定地域内の車種規制以外に他地域からの流入車両に対する規制も必要	車種規制の対策地域の指定に当たっては、車種規制等の対策効果が十分にあがるよう、地域としての一体性等も勘案して、一定の広がりをもつ地域が指定されています。対策地域外でも車種規制適合車への転換を推進するため自動車取得税の軽減措置が講じられています。また、近隣府県と協力して対策地域外でも車種規制適合車への転換を進めたいと考えております。
自動車走行量、自動車交通総量の削減をいれるべき。激甚汚染地域の対策に大型貨物自動車の走行規制なども検討すべき。また環境ロードプライシングもいれるべき	自動車排ガス対策として自動車走行量を抑制することは重要であると考えています。このため、事業者に対する物流合理化の指導、TDM、ノーマイカーデーなどの啓発活動等を総合的に推進していきます。大型車の走行規制等は、府民生活や経済活動に与える影響が大きく、府民や関係機関の幅広い合意形成が必要不可欠であるとともに、技術的課題など多くの課題があることから、慎重に検討する必要があります。
大気汚染の激甚地域の対策として交通流の分散は必要であるが、迂回路などの道路建設は自動車交通の利便性が増すことにより交通量の増大を誘発するものであり建設の見直しが必要	円滑な交通流を確保するためには、TDM施策などにより自動車交通量の抑制・調整を図ることとあわせて、環状道路やバイパス整備などを実施することが重要と考えています。
P72の 交通流対策を全文削除し、代わりに次の文を入れる 都心部での駐車場建設の抑制 都心部への自動車交通の過剰な流入を抑制するために、都心部での駐車場整備の政策を転換します。	違法路上駐車を減少させることにより交通渋滞を解消し自動車排出ガスの排出量を低減させるため、駐車場の整備を今後も推進する必要があると考えています。また、自動車排出ガスによる環境負荷を低減するためには、交通の分散、道路機能の分化及び交通渋滞の解消に関する計画案記載の諸施策を推進する必要があると考えています。
都市に入る車を制限するためにLRT（Light Rail Transit：低床式の路面電車）は欠かせない（P72,32～33行目、P73,1～6行目）	自動車から公共交通機関への転換を促進するため、運輸政策審議会答申（大阪圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備に関する基本計画について）の実現に向け、地域の交通需要に応じた適切な交通手段が選択され整備されるよう、関係機関とともに研究をしていきたいと考えています。
TDM施策において、誘導施策も視野に入れるべき（P73、5行目から）	TDM施策の展開にあたっては、府民や事業者の意識改革の促進や、交通行動（交通手段の選択や自動車の利用方法など）を転換しやすい環境整備により、自動車利用の適正化を図るとともに、公共交通への転換を促進することが重要と考えています。このため、P72 人流対策には、誘導的施策の例としてノーマイカーデー運動やパークアンドライドを記載しています。
サイクリングロードを整備し、車優先の社会を変えてほしい。	大阪府においては、これまで大規模自転車道として北大阪サイクルライン、南河内サイクルライン等を供用し、現在、北河内自転車道を整備しているところであり、財政状況などを見極めながら効率的に整備を進めていきたいと考えています。
それぞれの企業でバラバラで行っている運送を統合するなどして、物流の効率化を図ることを指導してはどうか。	自動車NO _x ・PM法に基づく事業者指導について、第3部第2章「自動車公害対策の防止」に記載していますが、輸送効率等の向上を推進することとしており、ご提案の物流効率化指導も含まれます。

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
自動車排ガスの濃度をドライバーが確認できる情報システムを府内各地に配備してはどうか。	ドライバーの方だけでなく、広く府民や事業者の方にも、府内の大気環境の状況について知っていたくため、インターネットを活用し、府内の測定値を時間毎に更新しながら情報提供努めていくこととし、P158の第3部第4章第2節「総合環境情報システムの整備・環境情報の提供」に記載しています。
2010年の中期的目標としては、府内全域の道路沿道について、二酸化窒素、浮遊粒子状物質などの環境基準完全達成を具体的な目標としてかけるべき	計画では、単体規制、車種規制、低公害な車の普及促進、交通量・交通流対策等の様々な施策を関係機関、府民、事業者等と連携して推進することにより、自動車交通が集中する交差点等一部の地域を除いて、2010年度までに環境保全目標の達成を図ることとしております。環境保全目標の達成が難しいと想定される地域については、道路構造の改良等の局地汚染対策を検討・推進してまいります。
P74の目標を次のようにあらため、計画内容をそれぞれふさわしいものにする 二酸化窒素 2005年 環境保全目標の概ね達成 2010年 日平均値0.04ppmの概ね達成 浮遊粒子状物質 2005年 長期的評価の概ね達成 2010年 短期的評価の概ね達成 自動車排出大気汚染物質 2005年 窒素酸化物17,000トン/年 2010年他の項目にふさわしい量を検討 かつて努力目標としていた二酸化窒素の0.04ppm達成への見通しを明らかにする	本計画案のP70に記述しているとおり、2000年度末に二酸化窒素に係る環境保全目標を概ね達成するという「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画」の目標は、達成には至りませんでした。こうした状況を踏まえ、本計画案で掲げる各種取り組みを推進することとしています。自動車排出ガス対策の基本である発生源対策の効果が現れるまでには一定の期間を必要とするため、環境保全目標を概ね達成する年度を2010年度としています。また、二酸化窒素に係る環境保全目標を2010年度に概ね達成し、さらに、二酸化窒素の日平均値が0.04ppm以上の地域の改善に努めてまいります。
自動車騒音について2005年度までに環境保全目標を府内全域で完全に達成することとし、2010年度はさらに高い目標値を掲げるべき	自動車騒音については、環境保全目標の達成率が非常に厳しい現状を踏まえ、騒音に係る環境基準に準じ2010年度での「環境保全目標の概ね達成」としました。
P74、14行目の「輸送効率、積載効率を改善したり、適切な輸送機関を選択します」の記述の中に基本的に鉄軌道による輸送を選択することを明記すべき	貨物輸送は、鉄軌道、船舶、自動車等の適切な分担により、環境負荷を下げるべきであると考えます。
第3部 施策の展開 第2章 健康 2 廃棄物の適正処理	
P79の産業廃棄物の排出量の将来予測について、国の予測と比べて大阪府の予測は低いのではないかと	産業廃棄物の将来予測については、平成13年度に実施した大阪府産業廃棄物処理実態調査の結果から算出した業種ごとの活動量指標（製造出荷額等）あたりの発生量をもとに推計したものであります。例えば、建設業については、土木工事は元請完成工事高を、新築工事は着工延床面積を、解体工事は解体除去延床面積を活動量指標としております。詳しくは、P36他に記載する廃棄物処理計画の案でお示ししております。
課題の第一は廃棄物の発生抑制であることを明記すべき 廃棄物焼却施設の集約化には廃棄物発生削減と矛盾する側面があるので、慎重な検討が必要なことを明記すべき	計画案P35では、「府民、事業者、民間団体や行政が、適切な役割分担とパートナーシップのもとで、製品開発、製造、流通、消費、廃棄の各段階で、発生抑制(リデュース)を最優先し、・・・。」と記載しております。 また、一般廃棄物処理施設の広域化（集約化）については、P80に示しておりますとおり、ごみ処理広域化ブロック計画の進行管理に努めることとしております。 この計画は、各ブロックの市町村と府が協議・調整して策定したものであり、計画の推進にあたっては、減量化・リサイクルに重点を置いて取り組むこととしております。
廃棄物処理施設の整備に伴い解体撤去される施設のダイオキシン類対策を徹底する施策を計画に位置付けるべき（P80,2行目）	本計画は、各分野の施策展開の基本方向について示しており、御意見の趣旨については、現在検討中の「廃棄物処理計画」に位置づける予定です。

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
PCBの無害化を早期に進めることが必要	第3部第2章第2節「廃棄物の適正処理」のP80～81に、PCB廃棄物対策として、「PCB廃棄物の適正な保管、処理を推進するため「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（PCB廃棄物処理計画）」を策定し、事業者に対し使用状況や保管状況の届出、適正保管を指導するとともに、近畿ブロック関係府県市と協力し、環境事業団によるPCB処理施設の整備を促進します。また、中小企業のPCB処理を支援するための基金への拠出などを行います。」と記載しています。
大阪湾フェニックス計画に代わる新たな廃棄物処分の具体的対策を盛り込むこと	発生抑制、再生利用などにより最終処分量の一層の削減を進めますが、最終的に埋立処分をせざるを得ない廃棄物の適正処分を図るため、周辺環境の保全にも配慮し、フェニックス計画を進めてまいります。
P80,17～19行目を次のように変更 不法投棄や野焼きなどの不正処理によって、地域住民の生活に悪影響を与える懸念があり、マニフェスト伝票などを使い、工事解体現場から中間処理、最終処分までの適切な対応を講じなければなりません。	ご意見の趣旨は、P81,32行目の産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付の徹底などの記載していません。
P80、20行目に次の文を追加 建設、住宅工事から発生する建設廃棄物は今後急増すると想定され、現場などでの解体・分別、そして再資源化の対策を早急に講じる必要があります。また、最終処分地があと4～5年と想定され、今後ライフサイクルアセスメントを含めた課題は至急検討・研究が求められています。	第3部第1章第2節1「廃棄物の減量化・リサイクルの推進」において、P35に住宅・社会資本の更新に伴い増大する建設廃棄物のリサイクルについて位置づけています。 ライフサイクルアセスメントについては、P39の事業者の役割で、その趣旨を位置づけています。また、P199の「製造業における主な行動事例」に記載しております。さらに、ライフサイクルアセスメントを含む環境マネジメント全体の確立については、P165以降で位置づけています。
P81,30行目に次の文を追加し、不適正処理の撲滅を建設廃棄物の早急な再資源化の推進 今後増大する建設廃棄物に対応するために、現場での解体・分別をPR・指導し、鉄、セメント、古材などのものを再資源化していくよう努めます。	第3部第1章第2節1「廃棄物の減量化・リサイクルの推進」において、P35に住宅・社会資本の更新に伴い増大する建設廃棄物のリサイクルについて位置づけています。
産業廃棄物の不法投棄の取締と罰則を強化する条例を制定するなど、不法投棄の撲滅を図るべき（P81,30行目）	廃棄物の適正処理に関しては、廃棄物処理法が全国一律の最高基準を定めているとの国の見解が示されており、基本的には、条例で法律を上回る規制を定めることは困難となりますが、地方の実情を踏まえ、より幅広く検討すべきものと考えています。
廃棄物処理に伴う各種情報の公開が必要	環境情報の提供については、P158の第3部第4章第2節3「総合的な環境情報システムの整備・環境情報の提供」において記載しています。
産業廃棄物処理施設の周辺環境に与える影響の大きさに鑑み、施設設置に際し、周辺住民の同意を要件とする条例の検討すべき。また、監視団体として環境NGOに対し補助金を出すなどの施策も検討すべき	廃棄物の適正処理に関しては、廃棄物処理法が全国一律の最高基準を定めているとの国の見解が示されており、基本的には、条例で法律を上回る規制を定めることは困難となりますが、地方の実情を踏まえ、より幅広く検討すべきものと考えています。 また、第3部第4章第2節1「パートナーシップによる環境保全活動の促進」のP152に、環境NGO・NPOなど民間団体の環境保全活動への支援を位置づけています。
P83,8～9行目に追加 不法投棄や野焼きは直ちに各自自治体へ通報します。	ご指摘の趣旨を踏まえ、「不適正処理を府や市町村などに通報するよう努める。」という文を加えます。

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
P83,12～13行目に追加 下請け業者等の不法投棄が行われていないのかチェックします。 LCA(ライフサイクルアセスメント)の製品の製造、販売に努めます。 マニフェスト伝票などを使い、適正な処理を実行します。	ご指摘の1つめ、3つめについては、「廃棄物を法律に基づき適正に処理します」の表現に含まれると考えております。 2つめのライフサイクルアセスメントについては、P39の事業者の役割で、その趣旨を位置づけています。また、P199の「製造業における主な行動事例」に記載しております。さらに、ライフサイクルアセスメントを含む環境マネジメント全体の確立については、P165以降で位置づけています。
P83,19行目を次のように変更 焼却処理方式をできるだけなくし、一般廃棄物処理の改善や維持管理を適切に行います。	第3部第1章第2節1「廃棄物の減量化・リサイクルの推進」のP37の市町村の役割として、廃棄物の減量化・リサイクルに向けた諸施策を推進することを位置づけています。
P83,28行目を次のように変更 マニフェスト伝票を作り、不適正処理、不法投棄の撲滅に向けた取り組みを強化します。	ご指摘の趣旨を踏まえ、「マニフェスト制度の普及啓発など不適正処理の撲滅に向けた取り組みを強化します。」に修正いたします。
P83,30行目に次の文を追加 建設廃棄物の処理・再利用対策を今後も研究し、再資源化、ゼロエミッションに向けた対策の強化を図ります。	第3部第1章第2節1「廃棄物の減量化・リサイクルの推進」において、P35に住宅・社会資本の更新に伴い増大する建設廃棄物のリサイクルについて位置づけています。
<p>第3部 施策の展開 第2章 健康 3 大気環境の保全</p>	
大気環境の保全の課題に窒素酸化物、浮遊粒子状物質などが、ぜん息などの呼吸器疾患の原因となり、全国平均より高い実態を記述すべき。	呼吸器疾患の原因については、P109環境保健対策及び公害紛争処理の(1)現状で「肺がん死亡率・学童のぜん息有症率も全国に比べて高く推移しており、さらに二酸化窒素、粒子状物質などの大気汚染と呼吸器症状など健康への影響やディーゼル排気粒子についての発がん性も示唆されています。」と記載しています。
P88,3～4行目の府民の役割に次の文を追加 大気環境に負荷の少ないライフスタイルに転換します。	大気環境に負荷の少ないライフスタイルへの転換については、その具体的な取組を示すため、省エネルギーにより代表させて記載しています。
P88,3～4行目の府民の役割に次の文を追加 低公害車に変えたり、現行車の車検以外でも点検・補修に努めます。	大気環境の保全については、ご指摘のとおり低公害な車の使用等の取組も重要ですが、このような取組については、第3部第2章第2節1「自動車公害の防止」のP74において詳細に記載しているため、ここでは記載していません。
P88,3～4行目の府民の役割に次の文を追加 悪臭やひどい大気汚染が発生しているときは直ちに通報します。	早期通報は環境汚染の防止の上で重要と考えます。今後とも、府民、事業者、民間団体と行政とのパートナーシップによる環境保全の取り組みを積極的に進めていきたいと考えており、計画案第3部第4章においてパートナーシップの必要性を記載しています。
NOx総量はどのようにして出した値か	工場等に設置された施設ごとの排出量や家庭でのガスや灯油の使用量、自動車交通量などから求めた排出量を元に、施策計画や排出量削減技術及び人口などの動向を要素として加味した推計を行っております。
<p>第3部 施策の展開 第2章 健康 4 水環境の保全</p>	
長年にわたって水質が改善されない特定の河川に対して、積極的に具体的な水質改善策を行うこと	水質改善には下水道や合併処理浄化槽の整備促進など生活排水対策が重要であるが、下水道整備が当面見込めない地域で水質改善の緊急性が高い地域については、河川の自浄作用の向上をめざした整備を行うなど、河川の水質浄化に努めてまいりたいと考えております。また、第3部第2章「水環境の保全」において、河川の水質保全の基本方向について記載しています。
全国ワースト1を争う大和川の水質を何とかできないか。生活排水が流れ込みすぎが原因であり、処理施設を拡充することが先決ではないか。	大和川の水質改善については、国、流域府県・市町村で構成する大和川清流ルネッサンス協議会において、汚濁原因を明らかにし、対策についても協議しています。ご指摘のとおり、生活排水に起因するものが約8割を占めており、流域内の下水道普及率の向上や、終末処理場の高度処理の導入による処理水質の改善等の対策を重点的に進めてまいります。

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
大阪湾の埋立てを原則として禁止するという大阪府としての方針を確立すること	大阪湾の埋立てについては、瀬戸内海環境保全特別措置法の埋立てに関する規定の運用方針において「厳に抑制すべき」との考え方が示されており、P92の水環境の保全 大阪湾の埋め立てに対する環境保全に「埋め立てについては、「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づく基本方針に沿って必要性などの検討を行い、やむをえない場合でも、埋め立て規模の最小化を図るとともに、埋め立てによる環境影響を最小限にとどめ、埋め立てにより失われる環境を代替する適切な措置（ミティゲーション）が実施されるように努めます。」と記載しております。今後もこの方針に基づいて必要性などの検討を行ってまいります。
生活排水対策として浄化作用力が実証されている大阪湾南部海岸の砂浜の回復をいれてほしい。	なぎさや干潟、藻場は、海水の浄化能力を持つ貴重なものであることから、残されたこれらの自然環境を保全するとともに人工干潟・藻場の整備を進めることにしています。
大阪湾の干潟や藻場を再生するための具体的メニューを明記すること。	この計画は、府の環境施策の基本的方向を示すものであり、今後、この計画に基づいて具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。
P95,8行目を次のように変更 海、河川などへの不法投棄、ポイ捨てをしません。	ごみ等の投棄について不法投棄としていましたが、より身近な行為としてわかりやすくするため、「海、河川などへの不法投棄、ポイ捨てをしません」と修正します。
P95,18行目に次の文を追加 新規に汚染が拡大する埋立て事業の中止を申し入れます。	P8の第1部第4節3「民間団体の役割」において施策の提案などにおける多様な取り組みが期待されており、ご意見はその一例であると考えますが、対象となる事業内容が不明のもとで記載することは適切でないと考えます。
第3部 施策の展開 第2章 健康 5 地盤環境の保全	
P97,12行目に以下を追加 土壌汚染については、過去に発生し、放置されているものも少なくないと考えられます。	土壌汚染の現状を推測で記載することは適切でないと考えています。
P98,10行目に以下を追加 また、過去に発生している汚染の実態把握がいそがれます。	ご意見のとおり、汚染の実態把握は必要と考えており、P98の7行目～10行目に『…土壌の汚染は…早期発見が重要であり、制度的な対応が必要です。』と記載し、P98,21行目～22行目に『土壌汚染については、適切な契機を捉えて調査を求める制度を構築し、状況の把握に努めます。』と記載しております。
P98,21行目の「土壌汚染については、」に続けて 「また、府内の工場跡地の公有地（公園・学校等）については早急に調査を終える」を加える	本計画は、府の環境施策の基本的方向を示すものであります。土壌汚染対策の具体的な内容については、今後、具体的な取り組みの中で検討していくこととしております。
P98,21行目から の分類だけでなく「土壌汚染による環境リスクの状況の調査」を追加し、 として「土壌汚染による健康被害の防止措置」として、現在国で法制化が進められている「土壌汚染対策法」に基づき未然防止を図ることを明記するのはどうか	P98,21行目～22行目に『土壌汚染については、適切な契機を捉えて調査を求める制度を構築し、状況の把握に努めます。』と記載しております。また、土壌汚染の未然防止については重要と認識し、P98,24行目～25行目に記載しています。「土壌汚染対策法」は審議中の法案であり、それに基づいて記載することは適切でないと考えています。
汚染状況調査に基づく土壌浄化の方針・体制等汚染防止対策を早急に制度化（条例化）すべき	土壌汚染対策の推進には制度的な対応が必要と考えておりますが、条例化については法律の内容を見ながら、今後検討してまいります。
P98,21行目の「土壌汚染については、」に続けて 「環境履歴調査などを通じて対策調査の必要な地点の把握に努めつつ」を挿入	土壌汚染は、履歴調査などだけでは調査・対策が必要な地点を絞り込むことは難しいと思われませんが、土地履歴情報は、土壌汚染調査を適切に行う上で有用な情報であると考えており、P99,36行目に『事業者の土壌汚染調査を円滑にする土地履歴情報を収集・提供します』と記載しております。
第3部 施策の展開 第2章 健康 6 騒音・振動の防止	

「大阪21世紀の環境総合計画(案)」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
拡声器を使用した宣伝等の騒音の規制強化と確実な管理・取締を要望します。(P102)	第3部第2章第2節6「騒音振動の防止」のP102に「事業者への規制・指導の徹底」を記載しており、その中に拡声器の使用の制限が含まれています。
騒音振動対策として、商業地域を中心に、建物の防音設備の設置を義務化できないか。	深夜におけるカラオケ等の使用については、条例により防音措置を講じる等の制限があり、第3部第2章第2節6「騒音振動の防止」のP102に「事業者への規制・指導の徹底」を記載しています。
第3部 施策の展開 第2章 健康 7 有害化学物質による環境リスクの低減・管理	
有害化学物質問題について事業者の自主的取り組みを促進する仕組みづくりを第一にし、規制的手法は最終手段にすべき	環境リスクを適切に管理するためには、化学物質の有害性やその程度、環境中での濃度、人や生態系への影響の程度などを総合的に勘案して、基本的には自主管理改善の促進を図りながら、必要に応じて規制的手法を組み合わせることで排出抑制を進めることが重要と考えています。
リスクコミュニケーターについては、明確な基準を設定、育成した上で登録し、登録後も意志疎通が図れる仕組みを構築してほしい	リスクコミュニケーターに求められる知識・経験等の基準は、今後、国などと連携して検討することとしています。 また、リスクコミュニケーションにおいては府民、事業者、行政がリスクコミュニケーターの協力を得て互いに意見や情報を交換できるような仕組みが必要であると考えますので、今後、モデル的なリスクコミュニケーションを行いながら検討を進めていきたいと考えています。
ダイオキシン類、ベンゼンなどの有害化学物質による大気汚染対策を強化してください	ダイオキシン類の大気への排出については、ダイオキシン類対策特別措置法により段階的に排出基準が強化され、本年12月から最も厳しい恒久基準が適用されることとなっています。 また、ベンゼンについても、平成12年1月からガソリン中のベンゼンの含有率を5%から1%に引き下げるなどの対策が講じられたところです。 さらに、本年4月からPRTR法により、ダイオキシン類、ベンゼンを始め354種の化学物質について、その排出量などを届け出る制度が開始されることから、これらの届出データを活用して、化学物質取扱にあたっての自主管理の改善促進を図るなど化学物質の排出抑制に係る取り組みを進めることとしています。
ダイオキシン類の2005年と2010年の目標が同じなのは理解できない。2010年度はより高い目標を掲げるべき	目標排出量はダイオキシン類対策に係る削減措置を講じた場合の排出量として算定したもので、2005年度については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく既設施設の恒久基準及び更新施設の新設基準の遵守徹底による排出量を各施設から積み上げたものです。ダイオキシン類対策としては排出規制の他に、廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を推進することにより、さらに一層排出量を削減することが可能でありますので、ご指摘のとおり、P107の2010年度の目標を「2005(平成17)年度の目標排出量よりさらに削減します」に改めるとともに、P105,33行目の文末に「また、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用を推進します」を追加します。
化学物質についての事業者や行政の役割で重要なのは情報の公開である。このことを明記すべき。	有害化学物質による環境リスクを適切に管理するためには、府民の理解の増進に努めながら排出抑制を図ることが重要であると考えており、P107に事業者の役割として「情報公開、地域住民とリスクコミュニケーション」、P108に大阪府の役割として「わかりやすい環境リスク情報を提供」と記載しているところです。
第3部 施策の展開 第2章 健康 8 環境保健対策及び公害紛争処理	
現状で、公害被害者や肺がん死亡率・ぜん息有症率もグラフや数字で記述すべき	P109の第3部第2章第2節8 環境保健対策及び公害紛争処理(1)現状の一部を「健康指標については、全国との比較によると肺がん死亡率(1995年)では男性が2位・女性が1位であり、学童のぜん息有症率も高くなっており」と修正します。
環境サーベイランスシステムは現状で実行あるものになっていないので、環境リスクに関わる調査研究を抜本的に強化し、その結果をわかりやすく公表すべき	P110(3)取り組みの中で、サーベイランスシステムの整備と運用手法の確立へ向けて、より実効あるものとするため総合的に検討をすすめます。なお、わかりやすい公表方法についても取り組んでまいります。

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
府下自治体のぜん息児等救済条例・要綱患者への年齢制限撤廃などの対策を進めてください	公害健康被害補償法に基づく大気汚染と健康との関係については、十分解明されているとはいえません。府としても、今後とも科学的知見の集積に努め、その結果など十分に見極め、必要に応じて適切な措置を講ずるよう努めます。
国に大気汚染公害地域を指定し、すべての公害患者の救済や公害健康被害補償予防協会の機能を強化するよう要望してください	公害健康被害補償法に基づく大気汚染と健康との関係については、十分解明されているとはいえません。府としても、今後とも科学的知見の集積に努め、その結果など十分に見極め、必要に応じて適切な措置を講ずるよう努めます。また、大気汚染による健康被害者の救済・予防のため、既公害病認定患者にかかる現行救済制度を維持し、公害保健福祉事業（転地療養やリハビリテーション事業）の充実を図るよう今後とも国に要望してまいります。
既存公害認定患者のために健康回復事業、適切な治療や予防事業などを充実してください	大気汚染による健康被害者の予防・救済のため、既公害病認定患者にかかる現行救済制度を維持し、公害保健福祉事業（転地療養やリハビリテーション事業）の充実を図るよう今後とも国に要望してまいります。
P110の取り組みに以下を追加 公害病認定患者の加齢にともなう病態の特徴、生活実態や福祉ニーズにもとづく、療養上の問題点や課題などの把握に努め、公害健康被害補償予防法の枠組みを活用し、地域のNPOと連携した公害病認定患者の健康回復や福祉事業など、具体的な活動の展開について検討する。	
第3部 施策の展開 第3章 共生・魅力 1 生物多様性の確保	
P112,14行目の「森林をはじめとする緑」の「緑」は「緑地」とすべきではないか。	ご指摘のとおり修正します。
「外来種」という言葉は「移入種」に直すべきではないか。	「移入種」と「外来種」という言葉は基本的に同義語として使われております。大阪府では、「大阪府レッドデータブック」において「外来種」という言葉を使用しており、また一般的にもわかりやすいと考え、本計画案においてはこのような表現を用いましたが、最近では、環境省等において「移入種(外来種)」という言葉を使う事例が多くなっていることから、本計画においてはそれらの事例にあわせて「移入種(外来種)」という言葉に統一し、一部修正します。
P114表中の「ヒユマイトトンボ」とあるのは「ヒヌマイトトンボ」の間違いではないか。	ご指摘のとおり修正します。
「生物多様性の確保」の事業者の役割(P118)の中で、絶滅危惧種や「大阪レッドデータブック」記載種が開発されている地域で発見された場合、生物多様性確保の観点から、開発を中止することを記述できないか。	希少な野生動植物の生息・生育地につきましては、できるかぎり保全するのが望ましいと考えておりますが、周辺の土地利用との調和を図ることも必要であり、保全について配慮していただけるよう、府民の意識啓発に努めてまいりたいと考えております。
緑化を行う場合、地域の生態系に配慮して外来種を使用しないことを明記できないか。	在来種を中心とした植栽とすることが大切と考えますが、見る人に潤いや安らぎを与えることも緑化の目的のひとつですので、都市公園や個人の庭など、十分に管理のできるエリアについては外来種の使用も選択の余地はあるものと考えております。
第3部 施策の展開 第3章 共生・魅力 2 自然環境の保全・回復・創出	
手入れされていない杉やヒノキの植林を広葉樹に転換するような取り組みを盛り込んでほしい。	第3部第3章「共生・魅力」の「自然環境の保全・回復・創出」において、「森林・自然環境の保全」の取り組みとして、周辺山系の森林の有する様々な機能の中でも特にその発揮が期待される「災害防止」や「資源循環」、「環境学習・レクリエーション利用」といった機能ごとにゾーニングを行い、それぞれのゾーンに応じて適切な保全整備・管理水準を定めた「森林プラン（仮称）」の策定を進めることを記載しています。ご指摘のような樹種（林種）転換につきましては、必要な箇所を明らかにし、このプランづくりの中で合意形成を図っていく必要があると考えております。

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
利用との調整を図りながら、自然度の違いに応じて自然環境を保全するという姿勢を明確にすべき。	第3部第3章「豊かな自然との共生や文化が実感できる魅力ある地域の実現」の「自然環境の保全・回復・創造」において、貴重な自然から人の生活と結びついて維持されてきた里山や雑木林等の二次的自然環境まで、それぞれの特性に応じて適切に保全する取り組みを明記しております。
21世紀の環境総合計画では、自然環境を保全するとともに、緑の創出や景観の保全といった取り組みを推進することを期待する。	ご要望の趣旨を踏まえ、「豊かな自然との共生や文化が実感できる魅力ある地域の実現」に向けて取り組んでまいります。
農産物や材木などの地産地消を進めるべき。	持続可能な社会を実現していく上で「地産地消」の考え方はその基本になるものと考えております。本計画案におきましても、第3部第1章「循環」の「廃棄物の減量化・リサイクルの推進」の中で、「再生産可能な循環型資源である「森林(木材)資源」の利用促進」を掲げており、その中で、「木の消費が森林の再生につながる」という考え方の啓発を通して「上流域」の森林資源を「下流域」の都市で利用する木に囲まれた暮らしの地域ぐるみでの実践をめざすこととしています。
自然環境の保持のため、地域の団体や小中学生によるボランティアを推進する仕組みを作るような施策を検討してほしい。	第3部第3章「共生・魅力」の「自然環境の保全・回復・創出」において府民参加による自然環境保全活動の推進を掲げております。今後は、この計画に基づき、様々な主体が参加する自然環境保全活動を促進してまいりたいと考えております。
大阪湾の藻場を再生するための具体的メニューを明記すること。	この計画は、府の環境施策の基本的方向を示すものであり、今後、この計画に基づいて具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。
P126「ウ自然海岸の保全」において、大阪湾に残された自然海浜の名称を明記した方がわかりやすいのではないかと。	ご指摘を踏まえ、「大阪湾に残された貴重な自然海岸である「長松自然海浜保全地区」「小島自然海浜保全地区」(いずれも岬町)については、「大阪府自然海浜保全条例」に基づき、その保全と適正な利用を図ります。」と修正します。
巨大開発を見直し、自然環境を守ってほしい。	この計画では、「共生・魅力」を施策展開のキーワードの一つとして掲げており、「豊かな自然との共生や文化が実感できる魅力ある地域の実現」に向けて、自然環境の保全、回復、創出に取り組むこととしております。自然環境の保全、回復、創出にあたっては、公共事業や各種開発事業において、環境や生態系への影響を事前に評価し、可能な限りその影響を解消することに努めることとしています。
大阪湾の干潟を再生するための具体的メニューを明記すること。	干潟や藻場が有する自然の浄化機能の回復は大阪湾の水質改善において重要な課題であると考えます。その具体的な事業は、その施策目的が最大限に発揮されるよう施策評価を行ったうえで立案され、実施計画において示されるべきものと考えています。
自然環境の保全に関し、大阪府土地利用計画との整合性をどのように図るのか。	この計画は、大阪府の環境施策の基本方向を示すものであり、この計画に示す目標の達成に向けた施策の展開に際しては、この計画の基本方向に沿って、具体的な個別計画等の策定あるいは改定を行うこととしています。
大阪湾沿岸地域に身近な親水空間を創出するための施策を行うこと。	第3部第3章「共生・魅力」の「自然とのふれあいの場の活用」及び「潤いとやすらぎのある都市空間の形成・活用」において、大阪湾沿岸地域における親水空間づくりの基本方向について記載しています。
長年にわたって水質が改善されない河川については、積極的に水質改善策を行うこと。	水質改善には下水道や合併処理浄化槽の整備促進など生活排水対策が重要であるが、下水道整備が当面見込めない地域で水質改善の緊急性が高い地域については、河川の自浄作用の向上をめざした整備を行うなど、河川の水質浄化に努めてまいりたいと考えております。また、第3部第2章「水環境の保全」において、河川の水質保全の基本方向について記述しています。
大阪湾沿岸地域に身近な親水空間を創出するための施策を行うこと。	第3部第3章「共生・魅力」の「自然とのふれあいの場の活用」及び「潤いとやすらぎのある都市空間の形成・活用」において、大阪湾沿岸地域における親水空間づくりの基本方向について記載しています。

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
<p>河川空間については、わずかに残された自然の「保全」優先の視点を明確にするべきである。また、既にコンクリート護岸については、川の浄化作用を奪い河川環境を悪化させることから、これを自然状態に近づけるよう復元していくことを目標とすべき。</p>	<p>治水を目的とした河川改修の中で、それぞれの河や地域の特性を踏まえながら、生き物の生息の場となる蛇行する流れ、瀬、淵、州など多様な水辺を保全、再生するなど自然と共生した川を目指した河川整備を進めてまいります。また、第3部第3章「生物多様性の確保」、「自然環境の保全・回復・創出」及び「自然とのふれあいの場の活用」において、河川における親水空間づくりの基本方向について記載しています。</p>
<p>第3部 施策の展開 第3章 共生・魅力 3 自然とのふれあいの場の活用</p>	
<p>地域住民も維持管理に参加するという形できめ細やかな緑化を進めていくことが必要ではないか。</p>	<p>現在、多くの市町村で都市緑地保全法に基づく「緑の基本計画」の策定が進められていますが、その中で住民参加によるきめ細やかな地域緑化の推進をひとつの柱とされているところも多いと聞いておりますので、お示しのような取り組みも出てくるものと考えております。大阪府としましては緑化技術の開発・普及及びモデル的な民間施設緑化に対する支援や地域における緑化計画作成の支援（情報提供、人材養成等）を行っていきたいと考えております。</p>
<p>第3部 施策の展開 第3章 共生・魅力 4 潤いとやすらぎのある都市空間の形成・活用</p>	
<p>計画の推進にあたっては、大阪府広域緑地計画との整合性を図りながら行うこと。</p>	<p>この計画は、大阪府の環境施策の基本方向を示すものであり、この計画に示す目標の達成に向けた施策の展開に際しては、この計画の基本方向に沿って、具体的な個別計画等の策定あるいは改定を行うこととしています。なお、大阪府におけるみどり施策は「みどりの大阪21推進プラン」及び「大阪府広域緑地計画」をベースに展開しておりますので、本計画案の作成に際しましても当該両計画との整合性を図っているところです。</p>
<p>諸外国の大都市と比べて、大阪は緑が少なく、屋上緑化や壁面緑化のような手段を用いて緑ある空間の創出に取り組んでほしい。</p>	<p>第3部第3章「共生・魅力」の「潤いとやすらぎのある都市空間の形成・活用」とあわせて、第1章「循環」の「ヒートアイランド対策」において、屋上、壁面緑化の推進を掲げております。</p>
<p>「潤いとやすらぎのある都市空間の形成・活用」において、公害環境問題が集約的に表れている住工混在地域や幹線道路沿道における環境再生の推進を課題として位置づけるべき。</p>	<p>「潤いとやすらぎのある都市空間の形成・活用」は、自然という切り口からどのように潤いとやすらぎのある都市空間を形成・活用していくかという取り組み方向を示しています。ご指摘の住工混在地域や幹線道路沿道における環境汚染対策については、第3部第2章の「健康」において記載しております。</p>
<p>大阪の町は汚い。ポイ捨て行為等に対する徹底取締りを。</p>	<p>ポイ捨て対策については、第3部第3章「共生・魅力」の「美しい景観の形成」において、ポイ捨て防止に向けた啓発活動を推進することを記載しております。</p>
<p>大きな道路だけでなく、歩道のあるような大きな道路は積極的に緑化してはどうか。また、中央分離帯のある道路についても、分離帯を緑化できないか。</p>	<p>歩道部の緑化については、歩行者の通行空間を十分に確保する必要があることから、歩道幅員の広い箇所においてその実施に努めています。また、中央分離帯の緑化については、交通安全の観点からドライバーや歩行者の視認性に配慮した上で、その実施に努めているところです。なお、既設の道路については、樹木の維持管理を適切に行うとともに、新たな緑化については主として歩道の設置・拡幅時に行っています。今後も道路構造や沿道地域の特性を踏まえて、美観やゆとりにも配慮した道路緑化に努めていきたいと考えています。</p>
<p>「潤いとやすらぎのある都市空間の形成・活用」の取り組みとして、幹線道路沿いに緑地帯等の緩衝施設を設けることを追加できないか。</p>	<p>「潤いとやすらぎのある都市空間の形成・活用」は、自然(水と緑)という観点からどのように潤いとやすらぎのある都市空間を形成・活用していくかという取り組み方向を示しており、自動車公害に関する対策は、第3部第2章の「健康」において記載しております。なお、環境施設帯の設置については、「自動車公害の防止」の自動車騒音対策において「遮音壁の設置などの道路構造対策」として記載しております。</p>

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
<p>「潤いとやすらぎのある都市空間の形成・活用」において、住工混在地域における対策として、工場等の適正配置や緑地整備などの計画的な土地利用を推進することを位置付けるべき。</p>	<p>「潤いとやすらぎのある都市空間の形成・活用」は、自然(水と緑)という観点からどのように潤いとやすらぎのある都市空間を形成・活用していくかという取り組み方向を示しています。「住工混在地域における対策」の考え方につきましては、「大阪府住宅まちづくりマスタープラン（H14.2策定）」において、「住宅と零細工場が混在する地域では、これらの工場が地域社会や大阪の活性化と深く結びついていることから、産業施策とも連携して、工場としての環境と住宅としての環境が共存できる混合型のまちづくりを進める。」としております。</p>
<p>「潤いとやすらぎのある都市空間の形成・活用」において、環境共生型住宅の建設や建て替え促進を追加できないか。</p>	<p>「潤いとやすらぎのある都市空間の形成・活用」は、自然(水と緑)という観点からどのように潤いとやすらぎのある都市空間を形成・活用していくかという取り組み方向を示しています。環境共生型住宅の建設等に関しては、第3部第1章「循環」の「環境に配慮したエネルギー利用の促進」の中で記載いたします。</p>
<p>小中学校における緑化を推進すべき。</p>	<p>学校は校地全体の面積が大きいことから、その緑化を推進することは、都市域における緑被率を上げ、ひいては緑豊かなまちづくりにつながるものと認識しています。大阪府では、これまでから学校緑化に努めてきたところですが、この計画におきましても、第3部第3章「共生・魅力」の「潤いとやすらぎのある都市空間の形成・推進(P136～139)」において、「公共施設の緑化を率先して推進」することとしており、今後も学校における緑化を推進してまいります。なお、小中学校は設置者である市町村の判断によるものと考えています</p>
<p>第3部 施策の展開 第3章 共生・魅力 5 美しい景観の形成</p>	
<p>上空に張り巡らされた電線類、林立する電柱等は、確かに景観を損ねていることは否めないが、電線類の地中化は相当なコストがかかる上に、工事を進める際には住民の理解が不可欠であること等から、計画的にバランスよく進めてほしい。</p>	<p>電線類の地中化は、災害時における電柱の倒壊や、電線類の垂れ下がり等による交通遮断や二次災害を防止し、消火活動時においても消防自動車による作業に電線類が支障にならないなど、防災上の利点もあります。</p> <p>電線類の地中化は、道路管理者である自治体、電線管理者、及び地域住民が相互に理解、協力してはじめて完成する事業であり、これらを計画的に進めていくために平成12年12月に府管理道路における「大阪府電線類地中化マスタープラン」を策定しています。 (http://www.pref.osaka.jp/kotsudoro/densen/densen-o.htm)</p> <p>このマスタープランではバリアフリー、景観、防災の3つの観点から、急行停車駅や特に乗降客数が多い主要駅(30,000人/日以上)周辺に加え、公共施設周辺や商業区域 風致地区や新規大規模住宅開発地域 防災拠点周辺 について48地区を抽出し、優先的に整備を進めることとしております。</p> <p>今後、電線類の地中化の実施にあたっては、コスト縮減に努めるとともに、地域住民のご理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。</p>
<p>第3部 施策の展開 第3章 共生・魅力 6 歴史的文化的環境の形成</p>	
<p>自然環境が大きく扱われすぎではないか。大阪の地域性や文化を十分考慮し、大阪文化の保全や創造に努めてほしい。</p>	<p>この計画では、第3部第3章「豊かな自然との共生や文化が実感できる魅力ある地域の実現」において、文化を自然と同じく人が豊かさや潤いを実感する上での重要な要素と位置づけ、これをすべての主体の協働のもと、これを守り、育て、活用することにより優れた歴史的文化的環境の形成に努めることとしています。</p>
<p>山を削って新しい道を作るよりも、古くからある道(街道)を大切にしたい。</p>	<p>第3部第3章「共生・魅力」の「歴史的文化的環境の形成」において、市町村との連携のもと歴史街道や歴史を巡る遊歩道の整備などに努めることとしております。今後は、この計画に基づき歴史的文化的遺産にふれる場と機会づくりに取り組んでまいりたいと考えております。</p>
<p>第3部 施策の展開 第4章 参加</p>	

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
「参加」は政策、計画、施策などの策定段階からとし、計画の進行管理、点検評価システムにおける「参加」の透明性も高めること。	ご意見を踏まえ、今後の進行管理、点検評価に反映させるよう検討したいと考えております。
この計画が府民参加のエコビジョンとして実現できるようがんばって欲しい。	府民、事業者、民間団体及び行政といった各主体の環境配慮への自主的積極的な取り組みも必要ですが、経済社会の仕組みそのものが環境に配慮した社会になることも必要であると考えます。本計画の第3部第4章では各主体の自主的積極的な取り組みを促進するのに加えて、経済社会システムそのものを変えれるよう、経済的手法の活用など環境配慮の仕組みづくりをテーマとし、実現していけるよう取り組んでまいります。
第3部 施策の展開 第4章 参加 1 パートナースhipによる環境保全活動の推進	
環境NGO・NPOなどが行政に対して求めているのは情報の開示や行政の意思決定過程への参加、そして財政的な支援である。	大阪府では、昨年9月に策定した「NPOとの協働を進めるためのガイドライン」に基づき、NPOとの協働を積極的に進めております。 NPOは、地域に密着した活動を通じて住民ニーズを把握していることや、その活動領域において高い専門性を有していることから、NPOの特長を最大限に生かすためにも、積極的な情報開示に努めるとともに、政策形成段階から参画を求めるとしてはいるほか、各種基金を活用し、助成金等の交付を行っております。
パートナーシップによる環境保全活動の促進のところで、「都市再生プロジェクト（第3次決定）」に盛り込まれた堺臨海部の森づくりに関する記述を盛り込むとともに、森づくりにあたっては、環境NGO・NPOとの連携・協働によって進められるような記述をして欲しい。目標として2010年までに環境NGO・NPOからの提案に基づく70haの森を創出するなど。	「堺臨海部における森づくり」については、P23,12行目、P36,5行目及び図、P82,11行目、P123,12行目で「共生の森」として具体的に記載し、方向付けを行っております。具体的な推進方策については今後の調査結果を踏まえて検討することとしています。 そのため、第3部第4章第2節の「1 パートナースhipによる環境保全活動の促進」においては具体的な記載はしてはおりませんが、考え方としてはP151の「（3）取り組み」の内容を踏まえるものであります。
行政におけるNGO・NPOの役割を重視し、施策の策定・展開において積極的に連携すること。	大阪府では、昨年9月に策定した「NPOとの協働を進めるためのガイドライン」に基づき、NPOとの協働を積極的に進めております。 NPOは、地域に密着した活動を通じて住民ニーズを把握していることや、その活動領域において高い専門性を有していることから、NPOの特長を最大限に生かすためにも、積極的な情報開示に努めるとともに、政策形成段階から参画を求めるとしてはおります。
ボランティアとの連携や支援をどうするのかを記述して欲しい。ボランティアの人材育成やケーブルテレビ等を利用したボランティア活動情報の発信、さらにボランティア活動を活発にするエコマネーの導入などを検討して欲しい。	ボランティア活動に対する支援につきましては、ボランティア活動の自発性を尊重しながら側面的な支援に努めております。具体的には、ボランティア学習の推進やコーディネーター等の人材育成に努めるほか様々な分野のボランティア活動情報の提供（大阪ボランティア情報ネットワーク）などを行っております。自然環境の分野におきましては、本計画のP131にも記載しておりますように財団法人大阪みどりのトラスト協会をコーディネーターとして、多様な主体に参加していただく各種事業を展開しているところです。また、P153の目標のところでも掲げておりますように、活動場所や機会の提供とともに、里山インストラクター等の人材育成についても取り組んでいきたいと考えております。
各主体のパートナーシップによる環境保全活動は、例えば社会実験として行うパイロットプロジェクトなどにもパートナーシップという視	道路の環境美化や緑化を推進するアドプト・プログラムをパートナーシップの側面から発展的に捉え、進めていきます。
住民参加による緑環境づくりを進めるため、コンテストを実施してはどうか。	（財）大阪みどりのトラスト協会が府内の緑をテーマとした写真コンテストを実施しておりますが、このような取り組みが住民参加による緑づくりの促進に役立てばと考えております。
地域の緑環境づくりのため、地域の緑化推進員として活躍してもらようなシステムづくりができないか。	ご指摘のようなシステムづくりを目指して、平成11年度から「緑アドバイザー」の養成を進めております。

「大阪21世紀の環境総合計画(案)」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
<p>アドプト・プログラムに環境保全に資するパートナーシップという側面があることは事実であるが、本来、プログラムの目的は公共施設について地域住民や事業者に美化活動を協力してもらうことにより、施設の維持管理水準を高めるとともに、施設利用者に対する公共施設を大切にするという意識を根付かせることにある。本計画の第3部第4章の記述ではアドプト・プログラムの目的がもっぱら環境パートナーシップの構築にあると読み取られるので、本文及び図について修正が必要である。</p>	<p>第3部第4章第2節「1 パートナーシップによる環境保全活動の促進」ではアドプト・プログラムを環境パートナーシップという側面から発展的にとらえております。ご指摘のとおりパートナーシップの構築がアドプト・プログラムの主な目的ではないことから、パートナーシップを推進する機能も果たしているという旨の表現とするため、P152,12行目からの「環境パートナーシップの構築を図ります。」という文章を「環境パートナーシップを進めます。」に修正し、同頁のイメージ図を例として掲載します。</p>
<p>第3部 施策の展開 第4章 参加 2 環境教育・環境学習の推進</p>	
<p>環境教育・環境学習の推進のところ(P155～P156)で、公害対策の歴史や教訓、循環型社会や都市における生活環境などについての学習活動の推進、公害問題や都市型の環境問題など循環型社会について学べる施設の整備、さらに、パートナーシップによる「循環型社会をめざした環境都市づくり」推進のための学習システムの整備などを取り組みとして挙げて欲しい。</p>	<p>本計画では、総合的な環境学習システムの構築を図るために、環境教育・環境学習に関する様々な関連情報を収集・整理するとともに、インターネットを活用して府民にわかりやすく、実践活動に役立つ環境情報を提供するため、既存の施設を活用した環境情報発信拠点を整備すると記載しております。</p>
<p>環境教育の推進について、環境NGOの中には、環境教育教材を開発しているところもあるため、そうした教材の利用についても記述すべき。</p>	<p>環境教育教材の利用も含め、環境教育・環境学習に関する様々な情報を収集・整理するとともに、インターネットを活用して府民にわかりやすく、実践活動に役立つ環境情報を提供する旨、記載しています。</p>
<p>太陽光発電を小中学校に設置してはどうか。環境教育にも役立つ。</p>	<p>小中学校については、市町村が導入していくこととなりますが、本計画のP52、5行目に積極的な導入について記述しています。</p>
<p>学校教育において原子力も含め包括的なエネルギー教育を実施されるよう願います。</p>	<p>計画案では、第3部第4章「環境教育・環境学習の推進」の「学校における環境教育・環境学習の推進」(P155)において学校における体験的学習プログラムの作成や、「総合的な学習の時間」等を活用して環境NGO・NPOと連携し、子どもたちが環境問題に自発的に取り組んでいけるよう支援していくこととしており、エネルギーの安定供給と地球温暖化防止という社会的課題の解決に向け、学校における「省エネルギー教育」を初めとするエネルギーに関する教育を推進してまいります。</p>
<p>学校におけるビオトープづくりや屋上緑化、さらに学用品(制服、通学かばんなど)においても環境への配慮を行うなど学校が率先して環境配慮に取り組むべき。</p>	<p>これまで学校緑化やビオトープづくりの支援に努めてまいりましたが、第3部第4章「環境教育・環境学習の推進」の「社会における環境教育・環境学習の推進」における「体験型環境学習の支援」において体験型学習を重視した環境学習の推進を図るため、環境NGO・NPOなど民間団体と連携し、「ため池環境アドバイザー」、「水辺環境リーダー」などの環境体験学習アドバイザーや環境学習リーダーを養成していくこととしており、今後も学校におけるビオトープづくりや緑化を推進してまいります。屋上緑化につきましては、府立学校の校舎棟は劣化状況が著しく漏水があとをたたく、現状では困難な状況ですが、将来の課題として必要性は認識しています。小中学校については、設置者である市町村が整備することとなっていますが、ビオトープ、屋上緑化及びグラウンドの芝生化などの屋外教育環境の整備については国庫補助対象となっていることから、事業の実施について積極的な取組をお願いしていきます。なお、学校は校地全体の面積が大きく、スペースが残されているため、緑被率を上げる方策による環境への配慮は可能と思われます。また、学用品については、各学校の判断、もしくは保護者・生徒の判断によって使用されますが、第4部第2章「環境配慮のための行動指針」の「学校における主な行動事例」の中でエコマークのついた物を買うよう心がけることを紹介しています。</p>

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
環境配慮のための行動を実践するには幼少期からの環境学習が最も効果的であると考え、現在の学校では環境問題に関する授業時間が十分でないことや教員自身に環境学習の必要性についての理解が不十分であるので、もっと積極的に環境学習を学校の中に位置づけて欲しい。	本計画では、第3部第4章「環境教育・環境学習の推進」の「学校における環境教育・環境学習の推進」（P155）において学校における体験的学習プログラムの作成や、「総合的な学習の時間」等を活用して環境NGO・NPOと連携し、環境体験学習アドバイザーや環境学習リーダーを学校や職場などの要請に応じて出向していく派遣システムを整備していくこととしております。このような取り組みを通じ、教職員が積極的に支援し、学校における環境教育・環境学習を推進してまいります。
府の環境学習リーダーの養成は貧弱。環境再生の時代、環境保全活動を支える環境学習リーダーの養成に積極的に取り組むべきである。	本計画では、体験型学習を重視した環境学習の推進を図るため、環境NPO・NGOなど民間団体と連携し、環境体験学習アドバイザーや環境学習リーダーを地域の人材等を活用して養成していく旨、記載しており、例えば、自然環境の分野では、財団法人大阪みどりのトラスト協会が森林ボランティアや緑の少年団等の人材育成に取り組んでおります。
地元（府内で）などの身近な里山を子どもたちに繰り返し体験させることが大切。わざわざ遠く（他府県）の里山に体験に行かなくても、地元の学校と身近な里山とが連携した仕組みづくりが必要である。	大阪府内には原生的な自然はほとんどなく、里山に代表されるような人の生活との関わりの中で維持されてきた二次的自然環境がほとんどを占めています。この里山での自然体験や生活体験そのものが資源循環や自然との共生を学ぶかけがえのない教科書になると考えておりますが、これまで府内には里山は広がっているものの、生活との関わりを体感できる場と機会を提供するだけの体制はとれておりませんでした。現在、金剛生駒紀泉国定公園内におきまして、里山生活体験を提供する自然環境学習の拠点「紀泉ふれあい自然塾」の整備を進めておりますので、今後は、ご提案のような取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。
学校の週休2日を機に、土曜日に学校単位で清掃活動を行ったり、休耕田での稲作実習、里山保全活動など、環境教育を充実させていくべき。	休日となる土曜日に、学校単位での活動を教育課程に位置づけ実施することは、完全週5日制の趣旨を踏まえると適当ではないと考えます。学校単位の活動ではなく、地域における社会活動として、本計画では、小・中学生の継続的な環境保全活動を支援するものとして「子どもエコクラブ交流会」などによって実践的な環境教育の充実を図っております。
P157の自然環境学習の写真として里山だけでなく、海辺の学校等の環境学習の写真を入れればバランスがいいと思う。	水辺体験学習の写真がありましたので、修正します。
第3部 施策の展開 第4章 参加 3 総合的な環境情報システムの整備・環境情報の提供	
総合的な環境情報システムの整備のところで、公害や環境問題に関する一次資料の保存・公開・活用が活かされる施設とシステムづくりの記述が欲しい。	本計画では、環境行政情報や環境モニタリング情報など幅広い環境情報を総合的に収集・整理し、提供していくために、インターネット等を活用したシステムを整備する旨、記載しています。
大阪府公害監視センターの機能をさらに充実させるべき。基礎研究を担う部分は切り捨てるのではなく残さなければならない。	公害監視センターについては、循環型社会の構築など、今日的な環境ニーズに対応するため、環境保全技術の研究調整機能、環境情報発信機能、環境リスクに関する機能等の創設・拡充を図ります。研究機能については、環境上の課題の解決に直接的に結びつく研究成果等の情報収集に努め、その活用のための調整機能を果たしていきます。
第3部 施策の展開 第4章 参加 4 環境監視及び調査研究	
環境リスクに関わる調査研究を抜本的に強化するとともに、これまでの公害監視センターの役割を強化する旨を明確にしてください。	公害監視センターを循環型社会の構築など今日的な環境ニーズに対応するため、環境保全技術の研究調整機能、環境情報発信機能、環境リスクに関する機能等を有する「大阪府環境情報センター」として再構築を図ります。
高度に都市化した府域の実情に合わせた研究の必要性は高く、研究のコーディネートを行うためにも中核となる府立の試験研究機関の充実が必要である。	

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
第3部 施策の展開 第4章 参加 5 事業活動における環境への配慮	
環境影響評価制度の推進・拡充のところ(P163)で、住民等との積極的なコミュニケーションにより事業者の説明責任を果たすということを課題及び取り組みとして記述すべき。	現行の環境影響評価制度につきましては、方法書の縦覧や住民等の意見を聴く機会を増やすなど、従来の要綱に比べ情報公開と住民参加に関する手続を一層充実させた「大阪府環境影響評価条例」等に基づいて推進している旨を、本計画のP162に記載しています。今後とも、住民の生活経験に基づいた環境保全上の情報や知識を環境アセスメントに反映させるため、環境省の「参加型アセスの手引き」において今後の運用のあり方として提言されている「参加型アセス」の趣旨も踏まえ、情報公開や住民参加に関する手続を進めてまいります。
環境影響評価は地球温暖化など地球規模の問題への影響についても評価を行うべきである。また、これから計画される事業だけでなく、すでに立案された事業についても、時のアセスを行うべき。	現行の環境影響評価制度では、地球環境に関する環境項目として温室効果ガス等を評価の対象にしています。また、大阪府が実施する建設事業については、建設事業評価（新規及び事業採択後一定期間経過した建設事業について、社会経済情勢、費用対効果、環境への影響等の視点から評価を行うもの）を実施しています。
計画アセスについて、その策定・運用においては、情報公開の上、広く府民、NGO、学識経験者の意見を聴くこと。	計画策定段階での環境影響評価である戦略的環境アセスメントについては、情報公開、住民等の参加の場を取り入れた制度です。なお、パブリックコメント制度の活用など広く府民からご意見をお聴きした上で、制度化を図ってまいります。
大規模公共事業を見直し、都市計画決定済みの道路・開発計画についても再アセスメントを実施してください。	大阪府が実施する建設事業については、建設事業評価（新規及び事業採択後一定期間経過した建設事業について、社会経済情勢、費用対効果、環境への影響等の視点から評価を行うもの）を実施しています。なお、現行の環境影響評価制度では、都市計画が決定され、その内容に基づいて進められている事業については、再度のアセスメント手続の実施は必要ないものとしています。
住民参加を保障し、構想・計画段階など早い時期からの実施など、アセスメント及び情報公開制度を充実させてください。	現行の環境影響評価制度では、情報公開や住民参加に関する手続を定め、方法書の段階から住民等の意見を聴く機会を設けています。計画策定の早い段階での環境影響評価である戦略的環境アセスメントにおいても、情報公開、住民参加の場を取り入れた制度化を図ってまいります。
資本金等が一定規模以上の企業に対して、ISO14001の認証取得を義務づけてはどうか。	環境ISOの認証取得につきましては、大阪府自ら率先して取得するとともに、事業者の自主的な環境管理活動を促進するため、パンフレットの作成・配布、セミナーの開催などにより、取得の促進を図ってきたところです。ご意見の取得の義務づけにつきましては、環境ISOはあくまで事業者の自主的な取り組みによりなされるものであることから、これを義務づけることは、一定規模以上の企業に限るとはいえ、適切ではないと考えます。
第3部 施策の展開 第4章 参加 6 経済的手法等による環境負荷の低減	
環境関連産業として環境教育に従事する人がビジネスとして成立するよう支援、育成してください。環境教育を役所や学校だけがやるのではなく、ビジネスとして成り立つようにすれば、独創的な環境教育が出てくるとともに、私たちも環境について学ぶ機会が増えると思います。	エコビジネス振興のための支援として必要なのは、事業者が必要としている情報の提供や情報交換のできる機会づくりであると考えております。環境教育・環境学習についても関連する様々な情報を収集・整理し、提供していくためにインターネット等を活用したシステムを整備します。また、同システムでは、事業者が意見・情報交換などビジネス交流ができるよう情報ネットワークを構築します。
政策手法として規制的手法、経済的手法のほかに情報的手法、手続的手法及び自主的手法等も組み合わせることが必要なのは。	本計画では環境基本計画とは異なる視点からアプローチしており、環境負荷低減を単なる政策手法として分類するのではなく、経済社会全体の環境負荷低減に導く最も効果的な手法として紹介しております。
クーラーのように環境に負荷を与える商品に対して環境税の検討をすべき。	地方公共団体も地球温暖化対策については大きな役割を担っており、効果的な経済的手法の導入が必要であると考えており、国際的な動向も踏まえながら、必要に応じて国に対して働きかけなどを行っています。

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
ごみ対策として、スーパーやコンビニのレジ袋に税金をかけるかどうか。	本計画では、P170に「廃棄物対策に係る経済的手法の活用については、一般廃棄物(ごみ)処理費用の有料制やデポジット制、製品課徴金など、ごみの発生抑制・リサイクルを促進する経済的手法について市町村等とともに検討します。」と記載しており、ご指摘の趣旨については、今後の参考としていきます。
自動車公害対策として、大阪市内に流入する自動車に税金をかけるかどうか。	ご意見の手法として、例えば都心への乗り入れに対して料金を課すロードプライシングというものがありますが、府民生活や経済活動に与える影響が大きく、府民や関係機関の幅広い合意形成が必要不可欠であるとともに、技術的課題など多くの課題があることから、慎重に検討する必要があります。
自動車公害対策として、事業者に経済的な負担を強いても徹底して欲しい。	昨年、6月に改正された自動車NOx・PM法において、30台以上の自動車を使用する事業者に対して、自動車使用管理計画を都道府県知事へ提出することが義務付けられたところであり、大阪府では、計画的な大気汚染物質の低減が図られるよう適切に指導していきます。また、車種規制が強化されたことにより、事業者は使用しているバスやトラックを厳しい基準に適合した車に買い換えることが求められています。
低公害な車を普及するため、駐車場の割引制度や高速道路の割引制度などに取り組むべき。ノーマイカーデーに公共交通機関を利用すると割引がある制度をつくれなさい。	平成14年度から本庁の駐車場において低公害車の駐車料金の割引制度を実施し、市町村での取組を誘導します。また、ノーマイカーデーにおける公共交通機関の割引につきましては、すでに大阪市営交通機関では利用促進を図るため、ノーマイカーデー及び毎週金曜日に割引料金で利用できる共通一日乗車券「ノーマイカーフリーチケット」（大人通常850円を600円に割引く。）を発売しております。
<p>大阪府は産業界のCO2削減などの自主的な取り組みを引き続き最大限尊重すべきである。CO2削減策の一つとして経済的手法（炭素税）の導入が議論されているが、企業経営の脆弱化と国際競争力の低下につながるため、導入には反対である。環境対策や環境ビジネスに積極的に取り組んでいる企業には、税制上の措置や補助金等のインセンティブを与えて欲しい。</p> <p>また、京都議定書で取り決められた排出削減のための手法を国内排出量取引制度として制度化するにあたって、強制的な排出枠を前提とするものは経済統制につながり、公平性の確保が難しいことから反対である。</p>	地球温暖化対策に係る経済的手法の活用につきましては、国レベルの議論だけでなく、地方公共団体も地球温暖化防止に大きな役割を担っていることから、効果的な手法の導入が必要であると考えております。しかしながら、その導入にあたっては、新たな負担を府民や事業者に求めることから、負担だけでなく助成も組み合わせるなど、府民や事業者の理解と協力が得られるよう社会的な合意形成に努めます。
第3部 施策の展開 第4章 参加 7 国際協力の推進	
開発途上国の市民や環境NGOへの支援策を課題として挙げるべき。国際協力の推進として、日本の環境NGO・NPOが行う国際交流・協力・援助を促進する仕組みづくりという取り組みを加えて欲しい。	環境事業団が地球環境基金により行っており、大阪府単独で同様の制度を設けることは困難であると考えます。
第3部 施策の展開 第4章 参加 第3節 府の率先行動の拡大	
公用車の低公害化に府が率先して取り組んで欲しい。また、低公害な車の普及を行うためには優遇税制の導入など府の思い切った施策を実施して欲しい。	「公用車の低公害車への代替方針」を平成12年度に策定し、ディーゼル車は13年度中、ガソリン車は新規登録から13年を超える車両を順次、低公害な車に代替します。また、優遇税制につきましては、自動車税のグリーン化や取得税の軽減をすでに実施しております。
大阪府の職員が手本になってボランティア活動を行うことは、府民の共感を呼び、府民も積極的に参加するようになるので大変良いことである。	ご意見ありがとうございます。環境配慮を社会に浸透させるためには、一人ひとりの意識と行動がなにより重要であると考えており、そのためにも大阪府職員が率先して環境配慮へのさまざまな取り組みにチャレンジしていきたいと考えております。

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントに対する府の考え方について

意見要旨	府の考え方
第4部 計画の効果的推進 第1章 計画の推進体制と進行管理	
環境施策を推進させるため、これまでの縦割行政でなく各部局横断的な推進体制を強化すべきです。	第4部第1章第1節計画の推進体制において、環境基本条例に基づく環境行政推進会議の適切な運営と、さらに、部局を超えた相互の連携を図り、総合的な視野に立って施策を推進していきます。
計画の進行管理において、施策・事業の評価をどのように行うのか	環境総合計画の進行管理において、PDCAサイクルのCheck(評価)については、環境基本条例に基づく毎年度の年次報告を府議会に行うとともに、公表します。また、行政評価システムによる評価などを行います。
計画の推進において、情報公開を進め、府民への説明責任を十分に果たすことが重要	第4部第1章第2節において、計画、環境の状況、施策の実施内容と評価の結果などを、分かりやすいものとして、すべての主体の目標達成に向けた取り組みの進行管理に役立つよう、情報公開に努めてまいります。
施策実施に当たって必要な財源を確保できるか不安	大阪府としては、本計画の進捗状況などを勘案して、毎年、限られた貴重な財源のもとで豊かな環境の保全と創造のために何をすべきかを見極め、施策の重点化を図るとともに、必要な財源の確保に努めてまいります。
財政難の大阪府が国に対して財政面での働きかけをすることが大事	第4部第1章第3節財源の確保において、国への働きかけについて記載しています。
第4部 計画の効果的推進 第2章 環境配慮のための行動指針	
環境について大切なのは人間教育。私たちの子孫の将来のために我慢することを学ばなければならないと思う。冷房や暖房の温度を我慢し、照明の節約や広告看板のネオンの節約が大事です。	普段の生活から環境に配慮した意識と行動を持てるよう、学校における環境教育・環境学習の積極的な取り組みや環境配慮のための行動指針の普及を図っていきます。
環境配慮のための行動指針をパンフレットやチラシ、ホームページなどで積極的に啓発することが必要。	本計画で記載している行動指針については、ホームページへの掲示はもとより、啓発用ガイドとして広く活用していただけるよう、環境NGO・NPO等と連携し、普及啓発に努めます。